

京に着し、芝の昌泉院に引籠れり。然るに、同月二十八日藩主忠訓は、常陸國笠間の支藩牧野常丸に預けられ、老公忠恭を初め家來は、舊領に歸り謹慎すべき命に接せしを以て、老公は直ちに歸國の上、栖吉村普濟寺に入れり。又仙臺にて謹慎中の諸隊は、十二月に入り逐次出發し、笹谷嶺及十三嶺を越え、新發田を経て朽尾に出で、同地に於て謹慎することとなり、家族も亦漸次歸國せり。

村松藩主以下は會津に至りたる後、概ね長岡藩主と同時に米澤に赴き謝罪の意を表し、爾後略ぼ同一の取扱を受けたり。又越後方面にありし莊内藩兵は會津を経て莊内に赴けり。

十二月七日に至り、東北降伏諸藩處分に關する詔書(附録第一四參照)を發せらるると共に、夫れく處分を申渡されしが、一度詔書を拜誦せんか、天恩優渥實に恐懼に堪へず、誰か感涙に咽ばざるものあらんや。而して、越後諸藩中最も重き處分を受けたるものは、長岡藩主にして今其罪狀を左に掲げん。

## 牧野忠訓

會米兩賊と連結し、近隣諸藩を煽動し、屢王師に抗衝、頗る兇逆を逞し、後兵敗れ城陷候得共、猶殘賊を募集、頻に抗戰に及び、更に悔悟無之候處、追々敗颯に付、力不能爲を知り、終に伏罪候條、於天下之大典、其罪難被差置、依之城地被召上、於東京謹慎被仰附候事。

但叛逆首謀之家來、早々取調可申出事

## 牧野忠訓

今般城地被召上、於東京謹慎被仰附候處、出格至仁之思召を以、家名被立下、更に二萬四千石下賜、長岡城御預可被仰附候間、血脈之者相撰、早々可願出事。而して、村松藩主堀直賀は隱居を命せられ、其義叔父直弘をして家督を相續せしめられ、村上藩主内藤信思は謹慎を命せられたり。

仍て長岡藩主は忠恭の子銳橘(忠毅と改む)を相續者と定め、勅裁を経たり。現子爵牧野忠篤は其異母弟なり。尙各藩は叛逆首謀者を申出でしが、村上藩老臣鳥居三十郎及村松藩老臣堀右衛門三郎は斬に處せられ、長岡藩河井繼之助及山本帶



刀は既に死せるを以て斬に擬し、家名を斷絶せしめられ、三間織部（三間市之進の改名）は永謹慎を申付けられたり。

明治二年一月十一日に至り、各藩の軍隊にして謹慎を命せられたるものは之を免せられたるを以て、枳尾にありて謹慎中の藩士も是の恩典に浴せり。同年九月二十八日牧野忠訓其他、賊名を負ひたるものを宥され、翌三年三月三間織部の永謹慎も亦免せられたり。同年廢藩と共に、城地を取崩すこととなりしが、長岡城は燒残りし本丸、橋名、冠木門等も之を崩壊し、全く荒野と化せり。歲月勿々鐵道の開通と共に、該地域は今や殷賑なる街衢に變じ、現今停車場及公會堂の建築せらるる處は、實に長岡兜城の遺跡なり。尙明治五年一月六日に至り、舊長岡藩主牧野忠訓、舊村上藩主内藤信思は共に從五位に叙せられたり。

斯くの如くにして、戊辰戦役に關する諸問題も、全く終了せり。一藩の面目として死力抗爭せし長岡藩の如きも、遂に凶罪に問はれ、藩主は僅かに其祀を繼ぐを得たりしと雖、藩事に盡瘁せる千有餘の藩士中、戦死者二百九十五名、負傷者二百八十九名、殺害又は行衛不明者十四名合計五百九十八名の損害を生じ、其數殆ど出征者の半に近く、殊に戦死者が殆ど其半を占めしは、如何に戦鬪が劇烈悲惨なりしかを證するものなり。獨り長岡藩のみならず、斯かる幾多忠勇の士を、犠牲に供するの已むを得ざるに至りしは、實に明治維新史乘の痛恨事と謂はざるべからず。



## 二二 主將河井繼之助の青年時代

前數條記載せしが如く、北越戊辰戦争の中心を爲せしものは、長岡藩にして、其の又中心を爲せしものは、河井繼之助なり。故に河井繼之助の経歴、性格、技倆等を考察するは、極めて趣味に富み且價值多き事に屬す。今先づ其來歴に關し觀察する所あらんとす。

繼之助、諱は秋義蒼龍窟と號す。牧野家の世臣にして、文政十年正月元旦長岡城下に生る。父を代右衛門秋紀と稱し、百二十石を給せられ、勘定奉行たりしも、人となり溫雅にして風流を好む。母は長谷川氏、名を貞子と稱し、嚴格聰明にして、繼之助の教養は殆ど母の感化に出でたりと稱せらる。繼之助の住宅は、目下長岡市長町一丁目平岡齡吉氏の居住する所なるも、戊辰の役に際し、兵燹の爲焼失し、現在の家屋は爾後新築せしものなり。然れども、舊入口兩側にありし松樹

竝庭園は、依然として舊態を存す。繼之助が蒼龍窟と稱せしは、其居宅松樹多く、殊に後園の喬松、亭々として自ら凌霄の氣を帯び、蒼龍天に上るの觀あり、繼之助大に之を愛せる爲なりと言ふ。

繼之助は、幼時強情にして、我慢強き腕白兒なりしが、稍長するに及び、父は厚く訓誡を加へ、文學を木村誠一郎に、弓術を根岸勝之助に、馬術を三浦治郎平に、劍術を鬼頭六左衛門に、槍術を内田甚彌に學ばしめたり。然れども、弓馬劍槍の術は其用を辨するを以て足れりとなし、馬術を行ふに際しても、毫も方式に従はず、馬背に跨るや、直ちに鞭を加へ、奔馳するを常とせしが、一日師の叱責を受くるや、乗馬は駈くる事と駐まる事を爲すを得ば足れり、區々の方式我に於て何か在らんと述べ、毫も其教に従はざりしと言ふ。以て彼が修道の一斑を知るを得べし。然れども、深く讀書を好み、十八歳の時、鶏を割きて王陽明を祭り、軒然立志を聲明せり。王陽明は、明の世宗に仕へ、良知良能の説を唱へ、所謂陽明學を創めし文臣なりしと雖、用兵に長じ、屢々賊を討ちて武功を立てたる偉人な



り。繼之助が私淑せしもの偶然ならざるべく、後年『十八誓天任補國』の句あるもの、則ち是なり。是等の事實を以て見るも、繼之助の少年時代は、他の拘束に甘んぜず、繩墨の外に逸せし事多しと雖、其志の鞏固にして抱負の大なりしことを知るべし。

嘉永五年二十六歳の春、初めて江戸に遊學し、齊藤拙堂(徳藏)の門に入れり。拙堂深く其人と爲りを愛し、遇する事極めて厚く、特に詩文の會に隨意出席せしむる事とせり。繼之助深く師の才徳に服せしも、外國の事情を究めんと欲し、古賀茶溪(謹一郎)の經營せる久敬舎に轉せり。茶溪は漢洋の學に通じ、後擧げられて蕃書調所の頭取となれり。常に、今日の兵備は火器を捨てて何に従はむ、今日の理財は貿易を捨て、何に従はむ、環海の邦船舶を捨て、一步も動く能はず、此三件は今日の急務なりと言へり。其識見の時流を抜けるを見るべく、繼之助が就て海外の事情を研究せんとせし所以を知るに足れり。尙在塾中、當時江戸に僑居し在りし佐久間象山(修理)の許に時々寄寓し、塾生と共に砲術の講義を聴きしと

言ふ。然れども、繼之助は、常に漢學の研鑽に力を注ぐを怠たらず、久敬舎の文庫に於て、李忠定公集を獲するや、殆ど寢食を忘れ且讀み且寫し、大冊十二卷を成せり。李忠定公は、宋朝の名臣にして、徽宗の末路、金人入寇の際、主戰論を主張し、數々上書して和議の國事を誤るを痛論し、出ては將となり、入りては相となり、國事に盡瘁せし偉人なり。其敬慕せし所以を察知するを得べし。該書は字畫端正筆力雄健にして、意を籠め謹で寫せしものたるを窺ふを得べく、李忠定公集の題字は、佐久間象山の書する所にして、篆隸を以て記しあり、是繼之助の請を容れ記せしものなりと言ふ。されど繼之助は、象山に對しては、師弟の誼を結ぶ迄に至らず、曾て象山を評し、豪なりと雖其心事陋なりと言ひし事ありと言へば、彼或は象山に對し、全く心服するに至らざりしが如し。

繼之助は、同年暮一旦歸國せしが、翌嘉永六年六月、米國水師提督ペルリ軍艦四艘を率ゐる浦賀に來航するや、國情忽ち騷然横議百出せり。繼之助は、晏然座視するの時に非ずとなし、其所有地の一部を賣却し二百兩を得、窃かに二、三の有



志を浦賀に派遣し、情況視察に任せしむると共に、自らも亦江戸に赴き、藩主忠雅に天下の形勢并藩政の得失を論じ、重臣等の無能を糺断せる獻言書を上れり。是を見たる藩主は、時局困難の際、彼を以て大に用ふべきの器なりとなし、評定方隨役に任じ、新知行三十石を給せり。評定方隨役とは、先例を參酌して賞罰を行ひ、且新法の立案を職とするものにして、是繼之助が藩政に關與せし初めとす。時に年二十七歳なり。繼之助は、大に其手腕を試みんと欲せしも、家老は藩主の命なりと雖、斯かる重職の任命に關し、豫め家老に諮る事なかりしは、從來の慣例に背くものなりとて之を否認し、大目付三間安右衛門も、亦同一意見の下に、其任命を排斥せり。繼之助は毫も之に屈せず、今の場合慣例の如きは何かあらん、苟くも既に藩主の命を受く、一日も晏如たるを得ずとて、日々出仕して其職務を執行せんとせしも、事毎に衝突し、其意見の到底行ふべからざるを知り、翌安政元年正月在職僅に數旬にして辭職せり。然れども、之を以て繼之助の横溢せる意氣と剛腹なる性情とは、一藩の知悉する所となれり。

翌二年六月藩主忠雅の養嗣子忠恭、初めて長岡に歸城する事となりしが、從來の慣例に基き、文武技藝に秀でたるものは、各御前に於て其技能を聽覽に供せざるべからず。繼之助も其選に當り、經史の講義を命せらる。當時斯かる任命を受くるものは、美望の的となりしが、繼之助は傲然として曰く、『予の學問は、講義を爲さんが爲に修めしものに非ず、講義を爲さしめんと欲せば、講釋師を以て當らしむるに如かず』と、之を肯せず。上司等百方慰諭せしも、遂に承服せざりしを以て、病氣の爲勤め兼ねる様、願出づべき旨諭せしが、病氣に非ずして斯かる申立を爲す能はずとて、之又頑として應せざりし爲、藩廳は遂に左の如く譴責を加へたり。

其方儀、若殿様御入部に付、文武藝事御聽覽も有之處、一流にも不罷出候段、未壯年にて心掛不宜、不埒の事に付、御叱被御付候(五月二日)

繼之助の斯かる舉措は、全藩をして却て其の將來に着目せしめたり。爾後繼之助は再び、江戸に赴き、親しく時局を觀察し、傍ら天下の志士と交はり、以て他日



の素地を爲さんと欲し、屢々遊學を藩廳に出願せしも聽許を得ず。已むを得ず、晴獵雨讀の一閑人として、時日を消費し、時々射撃術のみは練習せしが、其技能大に進歩せしと言ふ。常に語て曰く、『現今の戦争は銃砲と軍艦なり。古來武士を弓矢の家と稱せしも、今後は砲艦の家と稱するを至當とす』と。新式兵器に對する、着意の一斑を知るを得べし。此間川島億次郎と共に羽州温海、奥州金華山及石卷等に遊びしが、是憂悶を遣るの手段なりしならん。

安政四年に至り、父代右衛門致仕し、繼之助年三十一歳を以て家督を相續し、擧げられて外様吟味役となり、直ちに古志郡宮地村に於ける庄屋村民間の訴訟審理を命せらる。由來藩制、刑事は専門の奉行に、民事は概ね代官、郡奉行等に處理せしめ、重大事件の發生に方りては、平侍中の俊材を選抜し、審理裁判せしむるを常とせり。繼之助今回の選任も、亦特に才幹を認められたるに因るものとす。繼之助は拜命と共に、直ちに宮地村に赴き、探查糾問、庄屋の非理を觀破し、其罪狀を審判せしのみならず、其善後策も寛嚴宜しきを得、困難なる事件も僅かに

二句を以て落着を告げたり。當時繼之助の所感を述べたる詩あり。曰く。

古哲片言定大事。

二句勤苦未全安。

鈍刀不斷徒傷物。

磨琢誰教霜月寒。

以て其自任と意氣を窺ふに足れり。

翌五年、外は列國の和親條約締結を迫る事急に、内は尊王攘夷の論益々熾にして、時局困難を極めたるを以て、幕府は井伊直弼を大老に任じ、難局の處理に當らしめたり。直弼は群議を排し、勅許を待つ事なく、條約締結を斷行せしを以て、延て安政の大疑獄となり、却て人心の激昂を來し、怨嗟の聲四方に起り、浪士等の尊王攘夷論と、朝敵討伐の聲は、熾烈を極め人心恟々たり。時局斯くの如く重大なるに至りしを以て、繼之助の遊學の念は益々昂進し、數次藩廳に出願せしも、常に峻拒せられしが、幸に同十二月二十八日を以て漸く許可を得たり。繼之助即日長岡を發し、碓嶺の氷雪を踏破し、翌六年一月七日江戸に着し、再び久敬舎に入れり。



繼之助の在塾中は、詩文等に意を用ふる事なく、主として天下の形勢を觀察するに力めたり。當時英國は條約批准に關し、幕府に對する要求急なりしを以て、各藩共大に其成行を懸念せり。一日藩廳は、繼之助をして横濱警備隊長の任に就かしめたり。繼之助命を受くるや、家老に問ふに、生殺與奪の權を擧げて、委任せらるべきや否やを以てす。家老答へて曰く、『概ね其裁量の如くならしむべきも常に稟申して許可を受くるを要す』と。繼之助述べて曰く、『苟くも戰陣に臨むに際し、斯かる權能なきに於ては、其委任を完うする能はず』とて、之を辭し歸塾せり。師茶溪怪み其故を問ふ。答へて曰く、『進退出處は士の重する所なり、進と出とは他人に謀るを要する事ありと雖、退と處とは自ら決行するを以て足れりとす』と。師大に喜ぶ。日を経ること三日、藩廳再び生殺與奪の權を與へ、横濱に出張を命ず、繼之助一隊を率ゐ出發し、品川を過ぐる際、部下に令して曰く、『横濱に赴き任に就かんと欲するものは赴くべし。江戸に歸らんと欲するものは歸還せよ。當地に於て遊ばんと欲するものは亦其自由に委す』と。言終ると共に自ら妓

樓に登り敢て顧みる事なし。藩廳之を聞き直ちに歸府を命ず。繼之助曰く、『生殺與奪尙且委任せらる。予の欲する所を行ひしのみ。敢て任を辭せん』とて、再び塾に歸れり。師其故を問ふ。答へて曰く、『英國の我國に對する單に脅威のみ戰意なし。我國の態度恐怖に失するのみ。少數部隊を派遣し置けば足れり、殘餘は妓樓に在るも可なり』と。其處置の當否は別とし、繼之助が時勢を達觀しありしを知るを得べきと共に、其面目躍如たるものあり。

繼之助は、備中國松山藩士山田方谷(安五郎)が、經濟實用の學深きのみならず、藩内に施せる治績の見るべきものあるを聞き、就て學ばんと欲し、藩老等に謀り同意を得、四月二十日藩廳の許可を傳達せらる。繼之助直ちに父代右衛門に宛て、遊學の理由及自己の決心を述べ、學資の送附を乞ひしが、其書簡(附録第一五參照)に依れば、繼之助の江戸遊學の目的は、經濟有用の學を修むるを主目的とせしも、實學の士に乏しく、眞に師とすべきは山田方谷なるを説き、立身行道以て孝の終りを全うせんとすと述べ、五十兩の送金を乞ひしものなり。其全文を通覽



する時は、國家經綸の念深く、殊に孝養の念極めて厚かりしを窺ふを得べし。是に於て、六月七日江戸を發し、途上開國論者小原兵衛を大垣に、曾て師事せし齋藤拙堂及拙堂と拮抗しありし土居聲牙を津に訪ふ等、各地の名士を歴訪し、七月十七日松山に着し、直ちに山田方谷を城外一里餘の僻村に訪ひ、備に遠遊の次第を述べ、從學を懇請せしも、講學の閑なき故を以て謝絶せらる。繼之助容を改め、予は先生の作用を學ばんと欲するものなり。區々經を質し文を問はんとするに非ずと述べしに、方谷其言を偉なりとなし、遂に其乞を容れ門下生と爲せり。而して繼之助は、敢て研學を事とせざるも、唯王文成、李忠定等の文集又は陸宣公の奏議等は頻りに精讀し居れり。王文成は即ち王陽明の事にして、李忠定と共に已に前に記載せしが如し。陸宣公は、唐の徳宗に仕へ、朱泚の亂、帝奉天に蒙塵するや、之に従ひ、亂平ぐの後、侍郎に進み國政を總攬す、寛猛中を得民大に喜ぶ。當時の詔諭等皆彼の草する所に係り、士卒讀んで感泣措く能はざるものありしと言ふ。繼之助が是等の書を耽讀せし亦故ありと謂ふべし。又常に方谷と談論する

を喜び、終始其言動に注意し、その作用を會得するに力を用ひ、尙藩治上の事に關しても、之を看破するに努めたり。

繼之助は、對外關係の漸次緊切を加ふるに鑑み、當時唯一の開港地たりし長崎に赴き、海外諸國の形勢に付き調査研究せんと欲し、方谷の許諾を得、九月中旬旅程に上り、途次各藩の政情を視察し、十月五日を以て長崎に到着せり。滯留十三日に過ぎざりしと雖、此間數次外人の門を叩き、外邦の形勢を識得せり。歸途再び各地を歴遊し、十一月十四日方谷の許に歸れり。歸塾以來益々時勢の研究に精力を注ぎ、翌萬延元年四月、義兄柳野嘉兵衛に宛て、天下の形勢に關し、意見を開陳したる書面を送りしことありしが、之を附録第一六參照)見るに、實に能く當時の情勢に通せるものと言ふべし。今その要旨を挙げ之を證せん。

一、列強殊に露國の勢威大なるを以て、攘夷論を唱ふるは愚蒙なり。宜しく海防に努め、隣國の交際に意を用ふるを要す。若し其途を誤らば、皇國の安危に關すべし。



二、朝廷と幕府との關係は、心痛に堪へず。薩長の徒此間にありて、私を挟み離間せんとするものゝ如し。幕府にありては、輕舉を戒めざるべからず。

三、開國は必然の趨勢なるを以て、公卿及幕府共に協力一致、富國強兵の實を擧ぐるを要す。

四、長岡藩は小藩なりと雖、成るべく藩政を改め、實力を養ひ、大勢の變化に際し、大事を誤るなきを要す。

尙該書簡に於て我國は漸次洋風洋式を採用するに至り、十年後には何等怪まざるに至るべく、此間輕舉事を誤るべからずと説けり、能く時世を透察しありしと言ふべし。繼之助は、同年夏江戸に歸り、三度久敬舎に入り、更に駐まること一年。文久元年の夏を以て、長岡に歸還せり。

繼之助の這回の長岡歸還は、彼の修養時代の終結にして、此期に至る迄、一時實務に就きし事ありしも、其大部を文武兩道の研鑽と、内外情勢の調査に費し殊に海外事情の通曉に勉めたるは、大に着目すべき要點なり。斯くの如くして、強情我慢の一腕白兒は、茲に三十五歳の不羈豪放にして雄偉識量に富む一壯年となれり。



## 二二一 修養後の河井繼之助

繼之助は、各方面の研究調査を終り、長岡に歸還せし後、徐に天下の形勢を觀察し、私に藩政の得失に就き、専ら考慮する處あり、翌文久二年、幕府が政治の刷新と共に、公武の調和を謀り、浮浪の徒を制すべく、將軍補佐役等の任命を行ふに際し、閏八月二十四日を以て、長岡藩主牧野忠恭を京都所司代に任せしことは、曩に述べし所なるが忠恭は九月十五日就任の途に上り、東海道を經て同月二十九日京都に着し、十月一日參内、龍顏を拜し天杯を賜はる。然るに、十一日夜、突然傳奏坊城大納言より、明日勅使三條中納言實美、副使姉小路少將公知を幕府へ差遣せらるべく、松平土佐守容堂は、家來二百人を率ゐ、附添ふべき旨の通知に接せり。抑も所司代は、朝廷及幕府間の連絡機關にして、陰に朝廷を監視し、公武の間に支吾なからしむるにあるに拘はらず、突然其用務を明示する事なく、

斯かる通知に接せしを以て、其任を盡す能はざるの窮境に立てり。茲に於て、一時其出發の延期を請ふべく、上奏を爲すの議ありしも、執政山本帶刀は其説を容るゝ事なく、急使を以て、其通知を幕府に傳達する事とせり。斯くの如く、所司代の職を全うする能はざる形勢にありしを以て、藩士中其職を辭するの可なるを説くものあるに至れり。繼之助も、微弱なる一小藩を以て、斯かる要職に在り、徒に紛擾の渦中に投ずるを得策ならずとなし、安田多膳を促し自ら隨行して京都に赴き、多膳をして所司代辭任を建言せしめたり。然れども、參政三間安右工門は、兼て議合はざる繼之助の畫策なるべきを看取し、之を採用せざりしを以て、繼之助も策の施すべきなく、幾もなく歸藩せり。

繼之助は歸藩後、或は詩を賦し、或は毫を揮ひ、自ら慰め、時機の到來を待ちありしが、翌三年六月五日、彼の感懷を賦したる詩を見るに、如何に悲憤慷慨しありしかを窺ふを得べし。

華旗窺邊癸丑年。

誓期報國不顧身。



爾來儉安涉十年。

晨夕溫情侍老親。

當時無事似養癰。

後禍如座未燃薪。

憂無外患范文子。

國家之弊在因循。

文武建國英主業。

百事可成一精神。

方今天下極衰弱。

奮起誰能掃虜塵。

紀綱不張財用乏。

暴斂弱兵恥四隣。

慷慨狂言雖無益。

廊廟失理可悲辛。

何人爲振回天力。

興策治道安四民。

藩主は曩に群臣の妨ぐる所となり、繼之助の議を用ふるに至らざりしも、恰かも是と時を同うし、同月十一日を以て其職を辭し、直ちに江戸に歸邸せり。然るに、藩主は間もなく芝の臨時警備を命せられ、九月十三日に至り、更に閣老職に就き、十二月二十四日外國事務管掌を命せらる。

繼之助は、微力なる一小藩を以て、所司代職にあるを不可なりとせしと同様、

閣老職にあるも、亦同一理なるを以て、江戸に赴き、辭任歸國せらるゝ様、勸告せんとしつゝありしが、幸に翌元治元年春、御用人勤向公用人兼帶として、江戸在勤を命せられたるを以て、直ちに江戸に至り、沈痛なる辭職勸告の意見書を藩主に提出せり。當時重役中には、辭職反對論者もありて大に論争せしが、藩主意遂に動き、暫く病と稱し引籠ることゝなれり。幕府に於ては、其舉措を怪しみを以て、等しく閣老たりし長岡の支藩常陸國笠間藩主牧野金丸も忠恭を訪ひ、病と稱して出仕せざるの非を説けり。忠恭は、繼之助を席に召し之を謀りしに、彼は反駁激論の末遂に笠間藩主を痛罵せし爲め、退席を命せらるゝに至れり。繼之助は笠間藩主に對する義理合上、現職に留まり難きのみならず、其意見も容れられざるべきを知り、五月十九日を以て其職を辭し、幾もなく長岡に歸れり。

然るに、政局は幾變轉し、同年八月幕府は遂に長州征伐の師を起すに至れり。繼之助其報を得るや、是れ毛を吹いて疵を求むるものなりとなし、九月十四日を以て、長州征伐に關する意見書を義兄榑野嘉兵衛に寄せ、(附録第一七參照)該征



伐の前途を憂ひ、幕威の失墜は第二、第三、の長州侯を出すべしと喝破し、尊王攘夷論の迂愚を嘲り、外艦を砲撃せる薩長兩藩の無謀を慨き、開國進取主義を鼓吹して、富國強兵の第一義なるを論斷せり。其識見の常に時流に卓越せるを知り得べし。

繼之助は、同年秋擧げられて外様吟味となり、積年葛藤せる山中事件の處理を命せられたり。是れを永久的仕官の初めとなす。時に年三十八歳なり。該事件は刈羽郡山中村の里正たりし徳兵衛なる者、素行修まらざるのみならず、職權を恣にし、時々不法行為ありしを以て、村民の里正に對する讎敵の如く、爲めに紛擾絶ゆる事なく、遂に訴訟沙汰となりしものなり、繼之助局に當るや、理非曲直を判明し、兩者の感情融和に力を用ひ、刑の執行猶豫を爲し、將來を戒めしが、何れも敬服し、多年の難事件も一朝にして解決せり。

繼之助は山中事件の落着と共に、直ちに拔擢せられて郡奉行を命せらる。抑も郡奉行は老練有功の士の任命せらるべき職なれば、繼之助此度の任命に對しては、

毀譽半ばすと云ふよりは、寧ろ怪疑の眼を以て迎へられたり。然れども、藩廳の此の任命を爲せし所以は、繼之助が曩に山中事件に於て、其技倆を顯はせしを以て、更に緊急難件の處理に當らしめんとせしものなり。蓋し其難件は、西蒲原郡卷及曾根兩郷の郷民が、御勝手元たる今井某との間に廩米に關して行違ひを生じて、訴ふる所ありしに、藩當局は今井の金權に對し嚴正なる裁判を行ふを得ず、調停の位置に立ち、百方郷民を慰諭し、今井にして再び不都合の所爲あらば廩米を擧げて郷民に頌與すべきを約し、一時其局を結びしが、其後今井に又行違の廉あり、郷民は今度こそと憤起し、藩廳に對して廩米の頒布を訴へ出で、藩廳も其處置に窮したるものなり。繼之助命を受くるや、直ちに卷町に出張し、郷中の庄屋を代官所に召集し、一藩の爲政者にして斯かる約束を行ひたるは不可なりと雖、既に約束したる以上は之を實行せざるべからず、然れども郷民にして上の過失に乗じ敢て其主義を遂げんとするも、亦其本分に背くものなりと、諄々として懇諭せしが、郷民は深く反省して其願を取消せり。又今井に對しては、嚴に其不心得



を叱責し、相當の米穀を藩廳に獻納せしめ、更に藩の名義を以て、之を郷民に下賜し、藩廳の面目を傷くる事なく、郷民を悦服せしめ、無事に事件の落着を見るを得たり。是に於て繼之助に對する藩内の怪疑心も消散し、大に信用を博するに至れり。

### 二三 經世家としての河井繼之助

繼之助は、元治元年秋外様吟味となり、直ちに郡奉行に榮進し、大に上下一般の信用を博せしが、爾後着々藩政の改善に意を用ひ、慶應二年十一月町奉行兼任を命ぜられ、翌三年四月寄合組となり、更に十一月年寄役となり、慶應四年即ち戊辰戦争の發生せし年の四月家老に任じ、翌閏四月家老上席に進みたり。此の間約四年の歲月は、時々江戸に赴きしも、主として長岡にありて、銳意藩制の改革を實行し、戊辰の戦亂に臨みしものとす。今改革事項中顯著なるものを、歲月を追ひ列記せん。

一、賄賂の禁止 幕末に於ては、賄賂の弊風極めて熾にして、殊に郡奉行、代官等を初め、附届或は季節に依る贈物等を役徳なりと稱し、公然之を收めたり。繼之助は、先づ代官等より、矯正するを得策なりとし、一日代官一同を奉



行所に召集し、告ぐるに、諸官は各種の名義の下に、部下及領民より、贈物を受納せらると、是各官の私慾に出づるものに非ずして、給與不充分の爲め、斯かる結果を馴致せしに外ならざるべし。實に同情に堪へず。如何程増給すれば可なるや。遠慮なく申出らるべし。予大に努力して各官の希望に副ふべきやう取成すべき旨を以てす。然るに、一同は平伏し、今日迄の給與にて差支なき旨を答ふ。是に於てか、繼之助端然容を正し、然らば、爾後曖昧なる贈物は、一切受納せざる方然るべしとて、懇諭する所あり。是より賄賂の弊風大に改まれり。尙從來、郷中の役人に任命せらるゝものは、家老職を初め奉行、代官等へ、金品を贈る慣例あり。又田地の賣買に於ても、百姓は代官に、庄屋は郡奉行に、若干金を裏書料として納むる慣例なりしも、共に斷然禁止せり。

二、水腐地の處分 水腐地とは、水害に罹り、其損害甚しかりし地域を稱し、五箇年間納税を免除せられたり。長岡領には數多の沼澤あり。湛水のため水

害の厄を蒙むる事常に多し。而して一度、此の特典に浴せるものは、期滿つるも、地元民と檢分に任ずる代官、元締等との結托に依り、多くは納税免除を繼續し、因習の久しき、殆ど一種の無税地となり、藩廳の財政に缺損を生せしむるに至れり。繼之助は郡奉行任命直後、之が整理をなさんとし、先づ私曲の噂ある代官等數名を罷免し、次で藩吏を派遣し、嚴重なる調査をなし、其結果年額約六千俵の増收を得、藩の財政に多大の整理を行ふを得たり。當時繼之助も、其處分のため、卷町に出張し、代官萩原貞左衛門方に滯留せしが、去るに臨み、左の書を留めて誡めたりと言ふ、

中夜目を覺し、明日は御別れと相成ると思ひし處、更に老兄を御案じ申上げ、少くも治道に益あることのあらざるかと、斯民を治めるの意を左に記す。

民を安ずるは恩威にあり。無恩の威と無威の恩は二つながら無益。其本は公と明とにあり。公なれば人不怨、明かなれば人不欺。此心を以て善と惡



とを見分け、賞と罰とを行ふときは、何事か無不成。有才人、徳なければ人不服、有徳者も、才なければ事不立。老兄は立事の才餘りありて、人を服するの徳は、御不得手之様被存候間、誠を人の腹中に置くの御工夫、御油斷無之様、偏に所庶幾なり。過言失敬は不私事と御海容可被下候。

該注意書は、行政官として遵守すべき法則を、適確に指示せるものにして、職に牧民に在るものの座右銘として可なるべし。

三、團體争議の鎮撫 繼之助は、曩に山中事件を無事落着せしめしも、爾後村内の感情容易に解け難く、慶應元年秋、村民は庄屋と一大衝突を起せしを以て、嚴重なる制裁の下に同盟團結し、毎年藩廳に納むべき書類の調印を拒めり。然るに、誓約者中違背者を出したる爲、之を迫害するものあり。遂に縊死者をも出せしを以て、盜賊方即ち現今の警察官吏は其首謀者を捕縛するに至り、事態益々紛糾せり。茲に於て藩廳は足輕小頭及足輕二十餘人を急行せしめしが、小頭は形勢不穩なるを見、獨斷を以て逮捕者を放免すると共に、

一同にも解散を命じ、此の處置に關し處分を受けん事を藩廳に申出たり。繼之助は、却て其處置の適當なりしを賞せしかば、嚴罰を受くべしと思考しありし小頭は、大に面目を施して退廳せり。然るに數日ならずして、再び紛擾發生の報あり。是に於て繼之助は先づ該小頭を派遣し、近日繼之助來り公明なる裁判を爲すべきに依り、一同謹慎何分の沙汰を待つべき公文書を口達せしめ、其翌夕繼之助自ら、槍持一名のみを隨へ、庄屋方に入り、村民の召集を命令せり。翌朝村民參集するや、首謀者四名の名を呼び、一々睨み付けたる後、一同に向ひ、藩廳の定めたる庄屋に對し、服従せざるのみならず、之に敵對するは不量見千萬なり。殊に竹槍蓆旗の舉に及ばんとするは、上を憚らざる次第にて、重科の程許し難きも、庄屋にも不都合の廉あれば、特別の寛典を以て、今度限り許容すべし。乍去、庄屋の處分に關しては、一言も容喙を許さず、若し不服あらば、遠慮なく申立てよと諭す所ありしに、何れも其理に服し、衷心その罪を謝せり。次に庄屋を呼出し、村民の舉動甚だ穩か



ならざれども、是も職務不行届の結果なり。本日限り隠居申付く。尤も跡目は、倅に申付くべきにより、難有寛典と心得、奉公の義を心掛くべしと述べ、更に一同に向ひ、善後の處置に關する條項及庄屋并村民の平素恪守すべき要件を讀上げしに、一同唯々承服し調印を了せり。斯くて、繼之助は此度は打寛ぎて語り合ふべしとて、即座に酒肴を運ばしめ、村民を饗應し、尙記念のためにとて、扇面に和協親睦第一義と書し與へたり。從來役人の出張に際しては、村民の醜金を以て宴會を開くを常とせしに、繼之助の態度に對しては、村民を擧げて、驚愕恐縮せり。尙當日、繼之助は前記の外、一同に讀み聞かせたるものあり、曰く。

慾の一字より、迷のさまじく、心をくらます種となり、終りは身を失ひ、家をも失ふにいたるべし。心を直ぐに悟るなら、現在未來の仕合あり。子孫々にも榮ゆべし。ほめそやさるゝは仇なり。惡みこなさるゝは師匠なり。只々一心正直に眞實つくすが身の守。此言夢々忘るべからず。

繼之助が機に臨み變に應じ、快刀亂麻を斷つが如き手腕を有せると共に、常に情義を正し、毫も壓迫的に陥る事なかりしは、眞に敬服に堪へず。尙村民に示したる右の告諭の如きは、人間の一生を律すべき常經にして、哲人の金言と毫も撰ぶ所なし。

四、中の口川の改修 中の口川は、信濃川の支流にして、上流の河巾は八十間に及ぶも下流は三十間に過ぎざる狭き所もあるを以て、洪水毎に、堤防の決潰甚し。是を以て、該地方に領地を有する長岡及村松の兩藩は、中の口川支流の分岐點の中八十間を三十間に狭むるに決し、長岡藩は繼之助を工事管掌者となし、慶應二年二月着手し同四月竣工せり。當時にありても、信濃川の分水工事を行ふを可とする説もありしが、繼之助は河海の落差甚しきにより、輕々に分水工事を起す時は、河水を擧げて分水路に注がしめ、本川は終に用水及通船の便を失ふに至るべしとて反對せり。當時の技術程度にありては、制水工事は容易の事業に非ず。現今存在するものもありても、破壊せしこと



ある事實に鑑みる時は、繼之助が當時斯かる意見を有せしは、却て適當なるを思はしむ。繼之助が斯かる技術的方面に於ても、一見識を有せしを知るを得べし。

五、自治救済法の設定 從來領民の貧困者及罹災者救済の目的を以て、公租の外一定の米穀を徴收し來りしも、漸次弊害續出し、良民誅求の手段たるに至りしを以て、繼之助は寧ろ之を廢止し、更に社倉の制を復興し、各部落毎に自治的救済法を設け、領民の休養を謀るに決し、慶應二年六月次の如く新制度を示達せり。

不慮に凶年の難あらば、如何いたす所存に候哉。御上にて何ほど御世話有之候とも、平日その心掛無ければ一家離散し、餓死に至る者も出で可申、不憫至極に候。去れば、平日に凶年の難儀なる事共を思遣り、今迄の納米を宛にいたさず、隨分萬事に儉約を守り、兼て掟の趣に基き、社倉の設をなし、村方相應にその備をいたし置候様、庄屋村役人共、得と協議可致。此

義下々の者迄確と相心得、御仁政行届候様、至急世話可致候。

該制度の設定後、幾ならずして戊辰の役ありしを以て、其効果を見るに至らざりしも、當時已に自治的社會制度を採用せしは、卓見と言はざるべからず。

六、奢侈の矯正 繼之助は、驕奢の風一般に浸潤せるを慨し、町奉行就職三日後、檢斷三名を奉行所に召喚し、平素の不心得不謹慎を叱責し、塾居を命せり。當時の申渡書は次の如き嚴重なるものなり。

此者儀、兼て驕奢身分不取締、如何布所業も有之哉に相聞候、御國恩を不顧、役儀不似合の致し方、重々不埒の事に付、死罪にも可申付處、舊家の義以出格、書面之通申付候。

該處分は町民を刺戟せし事尠からざりしが、十二月五日に至り、更に町民米藏なるものを、身分不相應に驕奢なりとの理由の下に、追放の刑に處せり。又繼之助は、一日割元、庄屋等を自邸に招き、豆腐のから汁と大根の煮付のみを饗膳に上せ、徐ろに各官は平素滋味に飽き居らるべきに依り、本日特に



常食の手料理を饗せる次第なり。心許りの馳走も亦一興なり。遠慮なく召上られ度旨挨拶せしに、何れも冷汗を流し、其後公私の會合共に、華奢の風を改むるに至りたりと言ふ。改善の實を擧ぐるに嚴重にして徹底的なること大概此の如し。

七、寄場の新設 繼之助は、牢獄の外に新に、寄場と稱する懲役場を設けたり。是博徒の如き浮浪の徒を取締る爲にして、追放の刑に處せられたるものは、悉く此處に收容せり。その制、髪を五分刈とし、服装は總て柿色に一定し、且勞役の法を立て、平素の職業に應じ、一定の時間勞役を課し、その勞銀中より食費を控除し、殘餘を積立て置き、放免の際之を與へ、正業に就くの資に供せんとするものなり。而して夜は囚徒を一堂に集め、場長自ら修養本を讀み聞かせ、勸善懲惡の道を説き、遷善の手段を執り、感化に力め、改悛の實蹟現はるゝものは、隨時放免して本籍地に還らしめたり。又繼之助は、一殺多生の法を立て、逃走するものは斬罪に處することとせり。然るに、寄場

の新設以來、僅かに三日にして、一人の囚徒逃走し、直ちに捕縛せられしが、重科なるを知りて逃走せしやを問ひ、その然るを知るや、直ちに斬罪に處せり。是が爲、其後逃走者絶無となりしと云ふ。繼之助の新設せし寄場の施設は、現今監獄制度の最新式のものと同じく、我が監獄史上特筆大書すべきなりとす。又一殺多生の法の如き、實に嚴明なりと云ふべきなり。

八、賭博禁止の勵行 長岡藩に於ては、從來賭博を嚴禁せられあるに拘はらず、何時しか公許の姿となり、流毒甚だしかりしかば、繼之助は、賭博禁止の勵行を爲さんと欲し、領内の博徒に對し、所持の賽の目、骨牌類を悉く持參し、奉行所内に出頭すべき命令を發せり。博徒等集會するや、繼之助は盜賊奉行と共に出場し、賭博の世道風紀に及ぼす害毒の大なるを懇諭し、賭博道具は總て寄場にて燒棄し、且頭目に各二十五俵、其他手下の輩に各五乃至六俵の米を給し、再び犯すべからざる旨諭達せり。其後自ら變裝し、賭博場を巡視し、法令の實否を視察せしが、朽尾附近の荒山に於て相手となりしものあり



しかば、直ちに逮捕し、制規の處分をなせり。斯かる事實の傳播するや、積年の弊風一朝にして改善せられたりと云ふ。

九、毛見制の釐革 毛見制とは、不作の爲定規の納米を爲す能はざる村に、年定額の減少率を定むる事を云ひ、長岡藩が仁政を行ふ爲定むる所なり。然るに、年々斯かる審査を行ふは、上下共に煩に堪へざるを以て、享保年間その制度に改正を加へ、既往十年間の平均に依り、定額より減少すべき率を決定し置き、特に悪作ある場合のみ審査する事とせり。此の新制度は、漸次濫行に陥り、一の收賄媒介の機會を與へ、領民は毛見掛に對し、盛に酒食を饗するのみならず、賄賂を納れ、納米の輕減を求むるに至れり。繼之助は、之の流弊を矯正するの難きを察し、斷然毛見制を廢し、更に從來の事例を參酌し、農家の實情に照し、一般に納米率を低下せり。當時廳内に於てさへ反する者多かりしが、繼之助は斷乎としてこれを却け、毛見の妙處は其の活用にあり、清廉にして技能ある者初めて其の妙用を遂ぐべしと雖、其人を得ずして其法

のみを存するは却て危険なり、元來納米は、領民の領主に對する第一の奉公なれば、領民も喜んで納入すべき筈なるに、然る能ざるは、毛見制が黠民に有利にして良民に不利なるものあればなり。寧ろ奸吏と黠民と最も結托し易き該制を廢し、年々の輕減高を參酌し常減となさば、仁政の御主意も透徹すべく、天地を相手として耕作する百姓等は、縦し天地を怨むことありとするも領主を怨む道理なし。藩廳にも耳目あれば、一朝天災あらんか、百姓等を流離せしむるが如き事なかるべしとて、毛見制を廢止せるに、果せるかな官民俱に多くの利便を得、何れも喜びしと云ふ。

一〇、遊廓の廢止 慶應三年十二月五日、藩廳は長岡横町及び石内町兩所の貸坐敷業者を町奉行所に召集し、割元、庄屋、町役人等を列席しめ、繼之助も亦臨座し、係官をして遊廓廢止の件を口達せしめ、且つ何れも正業に就き、御奉公を大切に心掛くべき旨を懇諭せしめたり。當時口達の覺書として通達せるものを左に掲ぐべし。



兩町の儀者、兼て被仰出も有之候得共、數年來の流弊にて、賣女體の者差置、商賣なく罷在候は、甚以不宜、其爲、數多の人心を蕩かし、一家一身は申迄もなく、郷中の一村、市中の町内の苦害を生じ、御領中の風俗をも亂し候はゞ氣の毒なる事に候。今迄いたし來り候事故、頓に商賣替は一時迷惑にも可有之候得共、夥多の人心を蕩かし、惡風を醸し候程の儀と悟り候はば、人心あるもの誰か忍んで可爲筈は無之候へば、後悔悲歎も不及事に付、能々心に省し、御仁惠の被仰出、厚く相辨へ可申事。

賣女體の者、不差置旨、兼て申聞候處、是迄種々申立の品も有之候へ共、御領政にも相響、難差置候事に付、此度嚴禁申付候間、早々先々へ相送り、商賣替致可候。萬一隠し置き候者有之に於ては、屹度可申付候。

右之通、上組、千手町、横町、赤川村並石内町迄可被申聞候。已上。

右の口達と共に資力に乏しき樓主は轉業困難なるべしとて、事情已むを得ざるもの限り、相當の資本を貸與し、且娼婦には、夫れづゝ旅費を支給し、

親許に歸らしめ、尙行先に就ても嚴に監督せしめたり。繼之助の遊廊廢止の目的は、要するに藩内人心の緊張と風紀の維持にありしことは、覺書を見ても明かなり。近年國民精神の作興、人道の擁護高上、花柳病の豫防等の爲、醜業婦の禁止論漸次勃興し來り、已に廢止を斷行せし國をも見るに至りたりと雖、六十年前已に斯かる點に着意せしは、驚嘆するの外なし。然るを況んや、性慾は本能なるを以て、之を抑制するの必要なしと論ずる輩の如きは、寧ろ慙死すべきなり。

一一、蓄妾の廢止 繼之助は、當時蓄妾の弊風も亦大いに行はれ、爲に一家の平和を破り、社會の風儀を亂り、その害毒の甚しきものありしを以て、之を矯正せんと欲し、先づ庄屋に對し、蓄妾等の儀は一切相成らずと嚴達せり。然るに古志郡鎌鷹の庄屋某、私かに遊女を身請せしと聞き、繼之助自ら人夫に扮し、妾の伴の中に加はり、庄屋の宅に入り込み、酒食の振舞を受け、僱賃并祝儀として天保錢八枚を受け歸還し、數日後該庄屋を奉行所に呼出し、



禁令違反の廉を以て之を責めしに、然る事實なしとして辨疏せしを以て、繼之助は當日貰受けし天保錢を取出し、眼前に投付け一喝せしに、庄屋も恐縮不行跡を詫びたりと。又一面蓄妾者は寄場に送らるべしと、風評せしめしに、孰れも處罰を恐れ、弊風次第に改まりしといふ。

一二、河税の廢止 長岡藩は元和以來、信濃川の通船に對し一種の特權を有し、長岡を經由し上下する運送貨物は、驛馬同様、總て長岡の河戸にて繼船を爲さしむる事に規定せり。斯くの如く、長岡藩は水運の全權を握り、關係商人は藩廳の庇護に依り、利益を占有せしこと多く、藩廳も是等の商人より、一定の金額を納入せしめ、その年額約一千兩に及べり。繼之助は、該特權を以て條理なきものとなし、慶應三年十二月之を廢止し、交通の利便を開けり。該通達の發せらるゝや、船頭を初め關係諸商人等大に驚き、是長岡町を衰退せしむるものなりとて、陳情哀願至らざるなく、藩當局者間にも、劇烈なる反對ありしも、繼之助は固く自説を主張し、河川は共有すべきものなるに、

長岡の船頭が不條理なる特權を有し、交通の妨害をなし、長岡商人が之と共に、不當の利益を占むるを喜ぶは、大なる心得違なり。殊に藩廳が、斯かる不條理の收入に腐心するは、以ての外なりとて、遂にその廢止を決行せり。繼之助が當時已に、交通の自由を説きしが如きは、實に卓越せる意見にして、政廳が人民の利益を侵害し收入を得んとするを以て、政治の本旨に反すと喝破せしが如き、實に敬服に値するものと言ふべし。

一三、株の特權廢止 長岡藩にては從來、或種の營業に限り、特種の株なるものありて、先代よりの持株あるか或は新に買受けたる者に非ざれば、隨意に營業するを得ざりしが、繼之助は獨占の弊多きを認め、慶應三年十二月船乘、肴屋、湯屋、髮結、鬢付油、青物問屋の株を廢止すべき告示を發せり。繼之助は當時已に、現今の社會政策を理解し、之を施政上に實現せしが如きは、實に一驚を喫せざるを得ざるなり。

一四、財政の整理 長岡藩の石高は七万四千石なりと雖、新田の開墾漸次増加



し、實収入は約二十萬石に達せり。然れども、財務當局其人を得ず、數十年に亘り常に窮乏を告げ、隨時獻金に依り、僅かに補綴し來りしも、容易に其所要額を満す能はず。遂に安政年間今井某より三萬兩の負債を爲すに至れり。繼之助は郡奉行就職以來、財政の根本的整理を行はんと欲し、殊に村松忠右衛門等を重用し、同心協力専ら富強の道に務め、徵税に關する諸改革を實行し、収入増加の途を講じ、次て着々諸般の整理を行ひ、藩費を節約し、幾分の剩餘を見るに至りしも、舊債の償却と軍器の購入とを行ふ能はず。是に於て先づ藩の什器若干を賣却したる後、軍器新調の名の下に用度金獻納を令達せしが、豫期以上の好果を收めたり。又今井某に對する負債處分は、繼之助自ら談判の衝に當り、證書貰受けの目的を達せしのみならず、新に尠からざる用度金を獻納せしめたり。斯くの如く、繼之助の兼て豫期せし財政整理の基礎も確立せしを以て、軍器の購入をも行ひ、慶應三年末に於て剩餘金九萬九千九百六十餘兩を算せり。該整理は引續き實行せられ、長岡落城の際、正

金拾一萬兩を有し、爾後の支出に毫も支障を生せざりしは、繼之助の功勞多きに居るものと言ふべし。

一五、兵制改革『征討軍の作戰目標長岡藩』の條に、記載せしを以て之を省く。

一六、祿高の改正 慶應四年三月一日、藩主忠訓は歸藩と共に藩士一同を召見し、祿高改正を發表せり。その目的は兵制改革に伴ひ、從來の如く分限に應ずる甲冑諸道具、供連并に差出軍役夫等の必要なきに至りしを以て、藩士の俸給を平均せしめ、概ね百石を中墨とし、其以上を遞減し、其以下を遞増し、人心の一致和合を謀らんとするにありたり。今當時發表せられたる藩主の意見を掲げ、その主旨を明にすべし。

當今は不容易形勢に至り、不堪慨嘆、唯々恐入候事に候。此時に當り、疎才薄徳の我等、何を以奉公可致哉、只管一統の力に依頼し、人心一和、共に忠勤致し度、因ては銘々先祖の功勞に付、俸祿薄厚有之、分限に應じ、軍制も被置候得共、今度之兵制改革、渾て銃隊に組立、彌強兵の實を更張



せしめ、決心を致すの上は、事に臨み、身命を抛ち候者、貴賤同體の儀、上下苦樂を同じくいたし候はでは、自然一和の筋も無之事に付、大身の面々難澁可致旨深斟酌氣の毒に候へ共、是迄の宛行高増減改制、家風一洗いたし候間、主意厚く相辨、非常に立居可致忠勤事。

右の意見に對し異存の者一人も無く、異常の改革も無事に遂行せられ、人心の調和を齎すを得たり。今其變更高を比較すれば次の如し。

從來の祿高

改正高

二千石	五百石
千三百石——千百石	四百石
七百石	三百石
六百石	二百石
四百五十石——三百石	百七十石
二百八十石——二百石	百五十石

百九十石——百五十石	百三十石
百四十石——百石	百石
九十七石	百石
九十石	九十五石
八十五石——八十石	九十石
七十五石	八十五石
六十七石——五十石	八十石
四十八石——四十石	七十五石
三十八石——三十五石	七十石
三十四石——三十石	六十五石
二十九石——二十四石	六十石
二十二石——二十石	五十石

右改正實施の翌々月、即ち閏四月二十四日、更に左の如く職務に關する祿高



を改正せり。

- 一、四百石高 御家老
- 一、三百石高 御年寄役
- 一、二百石高 御奉行
- 一、百七十石高 大目付、評定役、寄合組
- 一、百五十石高 御用人、組頭、軍事掛、大砲掛、兵學所頭取、御留守居、御取次、足輕頭頭取、町奉行
- 一、百三十石高 御普請大奉行、足輕頭、上々様御附、御勘定頭、御目付、武藝掛、書籍掛、御近習目付、吟味所頭取、郡奉行
- 一、百石高 御仲間頭、郡代官

右改正は、一部の者に對しては、更に減額を行ひしと、同一結果を生ずべきものなるを以て、藩士中不平を抱き、窃に繼之助を怨みしものありしも、多數の者は繼之助の勇斷を歓迎し、人心の統一と共に財政の整理上、著大なる

効果を生せしむるを得たり。

以上十六項は繼之助の行ひし藩政改革の顯著なるものにして、此以外に於ても、幾多の小改正を行ひ、殆ど藩政を一變せしと言ふも誣言に非ず。勿論斯かる大事業は、一人の能くする所に非ずして、幾多援助者の力に俟ちしもの多かりしと雖、之を斷行する中心人物あるに非ざれば、到底實現を見る能はざるべし。實に是の任に當りしものは繼之助にして、其職務の何たるを問はず、常に一藩の重きを雙肩に擔ひ、巍然として非難攻撃の衝に立ち、銳意藩政の更新に従ひ、財政家として、軍政家として、内務行政家として、又司法行政家として、將又統帥家として、有らゆる方面に其才能を發揮し、實績を收めたり。是一に繼之助が、非凡の天稟に加へ、多年研鑽の結果に外ならずと雖、常に群議を排し、其任に當らしめたる藩主も亦偉なりと言はざるべからず。



## 二四 負傷後の河井繼之助

繼之助は渾身の勇を以て藩政改革を爲し、殊に改革の骨子を、藩内人心の作興結合と、兵制改革及財政整理に置き、漸く其目的を達成せしに方り、戊辰の戦争に際會せり。而して該戦争間に於ける、長岡藩の勇戦奮闘は、實に傳統的精神の發揮に外ならずと雖、繼之助の藩政改革の功も亦與て力ありと謂はざるべからず。然るに、七月二十五日長岡城の回復戦に方り、長岡新町口に於ける左足膝下の骨折銃創は、繼之助をして戦争指揮の繼續を許さず、一時御引橋々傍の民家に、仰臥するの已むなきに至らしめたり。當時繼之助は、敵の前進に際しては、自決せんと欲し、長刀を胸上に控へ、平素愛誦せし杜子美の、『紈袴不餓死儒冠多誤身』の句を吟せしと云ふ。何等の悲壯ぞや。繼之助は翌日を以て軍病院たりし四郎丸村昌福寺に移され、七月二十九日長岡城再び守を失ふや、繼之助も衆に擁せられ

見附に逃れ、更に杉澤、文納、葎谷等の諸村を経て、八月三日吉ヶ平に達せり。途中藩主に扈從し會津にありし義兄柳野嘉兵衛に書簡(附録第一八参照)を寄せ、負傷前後の状況を叙述し、不義の汚名を後世に残さん事を恐れ、義理を守り奉公に任せし所存を明にし、且長岡落城の不行届を藩主に謝せり。實に悽愴淋漓の大文字にして、其決心の程を察するを得べく、言々皆涙ならざるはなし。

吉ヶ平以東は、所謂八十里越なるが、繼之助は吉ヶ平より東行するを肯んせず、時々自決せんとし、是がため兩日を費せり。當時繼之助は、一首の俳句を示せしが、曰く。

八十里こしのぬけ武士の越す峠

繼之助が東行を肯せざりし所以のものは、實の武士の面目を全うせんとするの、真意に外ならざりしなり。然るに、三間市之進後れて到着し、百方繼之助を説き、漸く八十里越を越す事となり、四日吉ヶ平を發し、翌五日會津領只見村に着せしが、歟衝激しく傷創益々重り、容體容易ならざりしを以て、暫く同地に滞留する



事となり、繼之助も遂に起つべからざるを知り、只見村を以て死處となすの決意をなせり。従僕松藏も前途を氣遣ひ、出發に際し、夫人より必ず遺髪を齎すべき命を受けありし事を回想し、恐るゝ其希望を述べしに、繼之助も快諾し、松藏をして髪の一部を切り取らしめたり、然るに、到着の翌朝、會津の藩醫松本良順（後の軍醫總監松本良順）、藩主の命に依り來診し、手當を施し、會津に來るべく勸告せしを以て、兎も角も前進を繼續する事となり、八月十三日鹽澤村に赴き、醫師矢澤方に投宿せり。

鹽澤村に到着せし以來、繼之助の病勢は益々革り、十五日の夜、従僕松藏を枕邊に呼び、死期の明日に迫れるを以てし、死後の準備に着手すべきを命ぜり。松藏涙を吞み慰むる所ありしも、直に準備に着手すべき旨、叱責せられたるを以て、松藏も已むを得ず、夜を徹し、棺及納骨箱の製作をなせしが、翌朝繼之助は準備の整へるを喜び、午時一睡せんとして傍人を遠け、就寝せるまゝ全く昏睡状態に陥り、午後八時前後竟に白玉樓中の人となり了れり。實に慶應四年八月十六日な

り。繼之助の遂に起つ能はざりしは、銃創より起りし膿毒の爲めにして、若し切斷せば、斯かる致命症となる事なく、治癒せしなるべきに、惜むべきの至りなり。遺骸は、只見川河畔の桑島にて火葬に附し、遺骨を當時長岡藩主の館せし、若松建福寺に葬れり。葬儀當日、會津藩主松平容保以下藩士悉く會葬し、其式莊嚴を極めたりと云ふ。

初め長岡城陥るや、繼之助の一家は、難を古志郡村松村（長岡南方約二里）の知邊に避けしも、征討軍の來襲に際し、發覺せん事を恐れ、更に同郡濁澤村（村松東南約一里半）の阿彌陀寺に隠れ居れり。然るに、征討軍の搜索頗る嚴なりしを以て、住職月泉は征討軍の營に到り、隊長より繼之助の家族に相當の禮遇を與ふべき證明書を得たる後、之を征討軍の捕史に引渡せり。是に於て、繼之助の家族は、先づ小千谷に拘禁せられ、後高田に護送せられしが、待遇頗る鄭重を極めたりと云ふ。明治二年三月十七日、許されて長岡に歸りしが、老公忠恭深く繼之助の心事を憫み、藩士森一馬の弟廣之丞に新知百石を給し、名を源三と改め、繼之



助の遺族たる兩親と未亡人を扶養せしめたり。

同年五月に至り、軍務官より牧野家の相續人牧野鏡橋に對し、首謀河井繼之助の家名斷絶を申付くる旨令達あり。同年九月森源三及遺族一同は、繼之助の落命地たる塩澤村及若松に赴き、其靈魂を吊ひ、建福寺に就きて遺骨を收め、携へ歸りて、更に之を河井家の菩提所たる長岡の榮涼寺に改葬せり。法名を忠良院殿賢道義了居士と云ふ。

明治十六年二月二十六日に至り、家名再興の特典ありしも、繼之助子なき故を以て、翌十七年四月、未亡人すが子の名に依りて家名を再興し、更に森源三の三男茂樹を養嗣子となし、相續せしめたり。同十二年憲法發布の大典を擧げらるるに方り、大赦令に依り繼之助の罪名も消滅し、茲に初めて青天白日の人となり。翌二十三年、舊知相謀り碑を長岡城趾に立て、後之を悠久山に移せり。當時長岡の青年を擧げて奉仕せしと云ふ。文は山田方谷の家塾に於て同門の誼ありし三島毅の撰ぶ所、篆額は當年征討軍の參謀たりし黒田清隆の筆に成る。

故長岡藩總督河井君碑

陸軍中將從二位勳一等伯爵黒田清隆題額

安政己未。長岡河井君來我松山。就先師方谷山田先生。請從學。先生方柄用。以不暇教授辭之。君曰。吾欲學先生作用。非區々質經問文。先生偉其言。許之。余因得納交。深信其人。儻他日必有所爲。既而海內多故。遂及戊辰之變。君抗王師戰死。余聞之驚歎。知其事必出不獲已。而悲其才有所不盡也。頃者君故舊相謀。將樹碑表遺蹟。徵余銘。余舊誼不可辭。乃據狀叙之。曰君諱秋義。稱繼之助。河井氏。其宅有喬松。因號蒼龍窟。世仕長岡藩主牧野氏。考諱秋紀。妣長谷川氏。文政十年正月元旦生君。君幼豪放。不勉學。嘗學騎。疾驅狂奔。不從師範。師叱下之。君不屈曰。騎知馳與止足矣。其不受人羈絆。往々如此。稍長折節讀書。然不修章句訓話。唯解大意。至會心處。反覆朗誦。修身不忘。常以經世自期。武術獨好砲。鍛鍊自得。命中如神。年二十五。初遊江戸。執贄齊藤拙堂翁又古賀謹堂佐久間象山諸氏之門。會米艦來浦賀乞互市。徳川幕府處之失宣。海内騷



然。藩主擢君爲參政。屬歸藩有所計畫。而執政不容。遂辭職。自鬻田園。募義勇。令東上衛藩邸。尋欲自發。執政不許。欲學蘭書知外情。有故不果。安政戊午。考致仕。襲其祿。一百二十石。此年再遊江戸。翌年游關西。從山田先生于備中。凡一年。深服之。嘗謂余曰。吾歷事諸大家。不知其學如何。至活用事業。則莫我方谷先生若焉。遂遊長崎。接洋人。探外情而歸。此行君所爲最多云。文久中。藩主爲幕老。召君爲公用人。君知時勢不可爲。勸主辭職。不用。乃自辭歸藩。主亦尋罷。君自此弄文墨。耽奕棋。或豪遊觸藩禁。蓋皆出憤世之余也。時幕府興伐長之役。君竊歎曰。恐吹毛求疵。慶應乙丑夏。刈羽郡民嘯集。將迫城下。藩主命君鎮之。君提十字槍單身入衆中。懇諭。瞋眼勵聲曰。汝等不從先殪我而後進。我亦揮槍當之。衆相顧逡巡。遂謝罪而散。執政始知君才可用。此冬任郡奉行。尋兼町奉行。遂自參政陞執政。前後多所釐革。設懲役場。廢妓館。除信濃川船稅。改士祿使上下無大差。抑閹閱。戒奢侈。勵文武。賞罰嚴明。令行禁止。士氣大振。又長理財。從政僅二年。府庫充溢倍舊。丁卯冬。大將軍還政。

朝廷輒納之。廢幕府。君奉藩主西上。上書論其不可。不報。先伏見役二日。諫德川氏止出兵。亦不聽。歎曰。時乎命乎。海內自此亂。不若退撫封民。東軍果敗績。君護主間關還江戸。撤藩邸歸長岡。明治戊辰三月也。閏四月。薩長諸藩奉勅征奧羽。一軍自越後進。會桑諸藩出兵防之。遂迫長岡共戮力。君峻拒之。自守封疆以待。征東監軍來駐小千谷。乃撤疆兵。身穿禮服。單騎馳謁曰。今日是何時。外國窺四邊。而內戰自弊之爲。願使我藩自守養民圖他日奉効。監軍素疑其與奧羽。悃請一晝夜。終不聽。乃歸會同志。謀曰。我今自刎。請附自級以三萬金。以獻王師。以表赤心。則長岡或免矣。衆不可。時王師旣略封內。君乃憤然決意曰。我恭順不敢抗拒。而彼來虐無辜之民。是薩長之賊耳。非王師也。可不禦乎。藩主乃以君爲藩兵總督。始與會桑共據榎嶺。防戰十晝夜。王師不能進。則遣一軍。襲長岡。五月十九日城遂陷。藩主逃會津。君聚散兵于加茂。奧羽諸藩兵亦來會。遂進擊王師于今町走之。兵氣頗振。乃置牙營于見附。王師旣據長岡。互築胸壁。連亘十數里。橫斷北越。日夜砲戰。勝敗不決者五十余日。



城北有大澤。曰八町。會長霖潦水氾濫。王師懈警備。君圖暗襲。使人夜々測水量。且架棧蘆葦間。而轉陣山中爲不知。豫定部署。蓄炬材。七月二十四日。水滅棧成。乃報之奧羽兵。自率死士四百。冒夜徑澤。八面放火。鼓噪攻城。城兵狼狽。不戰而潰。比天明。全復長岡。適王師亦期此晨大舉衝我牙營。豫聚精兵千見附。顧城中烟焰。驚愕反戰。我兵當之頗苦。君乃馳援。飛丸中左膝。骨碎不能復指揮。而奧羽兵自背破王師又城。王師四散。退數里外。然城兵聞君重傷。氣大沮喪。既而王師收敗繕殘。廿九日四面來攻。城再陷。王師自此駸々進會津。所向無前。世謂。君而不傷。東北平定不知費幾歲月。或然。君療傷會津山中。不癒。以八月十六日沒。歲四十二。從者火化之。葬建福寺。後移葬長岡榮涼寺先塋。配柳野氏。無子。以甥孫茂樹奉祀。君大顛方面。眉秀而眼凹。爛々如電。或怒決皆。人不能仰視。天資英敏明決。一見洞人肺肝。排姦僞。不避尊貴。愛忠良。不遺卑賤。自信尤厚。不顧死生。不問毀譽。事期必成。而措置綿密。克耐艱楚。言論爽快。能辨析是非。一坐屈服。平生每誦李忠定。王文成之文。李

集其所手寫。象山氏題簽之。王集方谷先生所藏。一日先生召余輩談時務。君曰。秋義得志。節國用購大艦。任越海一方禦侮。及爲執政。果有所豫備云。夫長岡一小藩已。而自任如此。何其抱志之大。憂國之深也。不幸不死于外寇。而死于內難。是余所以深爲國家悲之也。銘曰。

憂國讜議。

忠定奚耻。

學儒善戰。

文成惟似。

時乎不幸。

遭此亂離。

唯護民已。

何避躬危。

唯防賊已。

何犯王威。

礪磊心事。

天知地知。

明治二十三年八月

大審院檢事從五位

三

島

毅

撰

右の碑文中には、二三事實の相違ありと雖、能く繼之助の來歴と共に、其性格等を寫して概ね餘蘊なし。悠久山に遊ぶもの、一度び河井總督の豊碑を仰がば、低徊之を久うするものあらん。

繼之助に關する事項を終るに臨み、遺族に關し記載するは、予の一大義務なる



を信ず。繼之助の夫人すが子は、長岡藩士柳野嘉兵衛の妹にして、十六歳の春、繼之助が未だ江戸遊學に赴かざる以前、二十三歳の時嫁せり。嚴格なる姑の躰に、幾多の感化を受け、双親に對する奉養より、家政の一切を引受け、繼之助をして自由に渾身の精力を藩事に傾注するを得せしめたり。繼之助の父は、明治四年七十六歳を以て病没し、母は家名再興後五年、明治二十一年の三月、八十六歳を以て逝けり。夫人すが子は、養子茂樹未だ幼なりしを以て、直に東京に出で、親族の家に寄寓せしが、翌二十二年、當時北海道札幌にありし、義子の生家森源三方に赴き寄寓せり。其後呼吸器病に罹り、遂に明治二十七年五月三十一日、六十一歳を以て永眠す、法名を溫良院殿賢譽妙了大姉と云ふ。其人格を表彰して餘ありと云ふべし。義子は現今静岡縣清水市に住す。又繼之助には、同胞七人ありしが、現今在せるは妹安子のみにして、長岡藩士牧野金藏に嫁し、目下和歌山縣南部町牧野環方にあり。

右に掲ぐるが如く、繼之助の遺族は、現今相當の生活をなし、敢て父祖の地を辱かしめざるも、今や祖先墳墓の地を捨て四散の情況にあるもの、夫或は戊辰當時兵燹の結果に非ざるなきか、暗涙の禁する能はざるものあり。然れども、繼之助の死没後、竹馬の友たりし加坪惣之丞は、遺族を慰諭し、繼之助の善惡は、二十年後に於て判明すべく、世人は克く其忠義を判定するなるべしと告げし由なるが、其遺骨を榮涼寺に改葬せる當時にありては、不必要なる戦争を開始せるものなりとて、其墓石を打壊せしものありしも、果して死後二十年にして家名の再興ありしのみならず、罪名も又消滅するを得、爾後歲月の経過と共に、其偉人なりしこと益々明了となり、昨昭和二年夏戊辰の六十週年に際し、長岡青年主催となり、岩田市長を初めとし、市民中の有志者並當時の戦友若干名は、八十里越を越え、繼之助終焉の地たる塩澤村に至り、法會を営みし後、會津にある遺蹟を弔し、當年戊辰の役に參加せし、會津藩士と懷舊談を試みて歸還し、尙昭和三年に至り、長岡市は河井繼之助遺蹟保存の事業に着手し、偉人を永遠に記念することゝなれり。繼之助は今や百世の師たらんとす。加坪惣之丞の言の徒爾ならざりしを知ると共に、



獨り長岡人士のみならず、帝國民禮讚の中心人物として、人格の修養を初め、事業遂行の活模範となさば、其得る處蓋し鮮少なからざるものあらん。

## 二一五 結 論

以上述ぶるが如く、北越に於ける戊辰戦争なるものは、誤解の累積せる一の慘劇にして、戦争の目的より言へば、何等其必要なかりしものなり。若し長岡藩の家老首席河井繼之助の執りし政策を、十分に理解するを得たらんには、戦闘行為を豫防し得たりしを疑はず。彼繼之助は、幕末に際し、内外の大勢を達觀して、攘夷の愚論を排し、兄弟藩に闘ぐを戒め、國力の充實を謀り、對外競争の準備を爲すを要すとの主義の下に、常に國家全般の憂を以て憂となし、世上の毀譽褒貶の如きは、之を顧みるに遑あらず、或は公武合體の必要を要路に訴へ、或は官幕間の危機を談笑の間に旋轉せんとし、或は會桑兩藩の壓迫に遇ふも毅然として中立の態度を嚴守し、益々藩政の改善に努め、財政の整理、軍備改革を行ひ、國難に際し奉公の誠を致すを是事とせり。而して、征討軍の國境に迫り、戦を挑ま



んとするも、極力恭順是努め、其謂ふ所其行ふ所、徹頭徹尾戦禍を避けんとするに一貫せり。彼の薩藩が、初め公武合體を主張し乍ら、翻然討幕に與せしが如き、彼の長藩が、初め其意見の容れられざるや、朝廷に對し矛を向けしに拘はらず、自藩主張の順調に貫徹せられんとするや、直ちに錦旗を擁して、玉石分つ事なく壓倒せしが如きものと、到底日を同じうして論ずる能はざるなり。勿論國家革新の遂行に當りては、反對者に一大鐵槌を下すが如きは已むを得ざる場合あるべきも、武力を用ふるは、最後の手段たらざるべからず。西郷隆盛が江戸城引渡を勝安房と議するに當り、幕臣中之に反對せる者頗る多しとて、當時直ちに兵力を以て之に臨みたらんには、其慘狀計り知るべからざるものありしならん。獨り南洲の膽識により事なきを得たり。之に反し東北に向へる征討軍は、諸藩皆恭順を表せしに拘はらず、戦を強ふるの態度を採り、古語に所謂窮鳥懐に入れば獵師も殺さずとの人情味は、毫も之を見るを得ず。曾に窮鳥を殺すのみに止まらず、其の肉を食ひ其の血を啜り、其の骨を舐ぶらすんば措かず。越後諸藩の抗戦せし、寔に勢の

已むを得ざるものと謂はざるを得ず。而して、一旦開戦に決するや、彼繼之助は同盟軍の主動者となり、轉戦八旬、悍鷲猛虎の如き官軍も、屢々攻守其の所を異にせり。然るに、繼之助の負傷して又起つ能はざるに至り、征討軍は初めて連戦連勝、恰も獺の魚族を逐ふに異ならず。遂に同盟軍は悉く覆滅の悲運に陥るの已むを得ざるに至れり。卓越なる指揮者の有無が、戦争の勝敗に關係すること、夫如斯大なり。楠公死して南風競はず、信玄逝いて甲軍直ちに慘滅の厄に遭へり。實に繼之助は經世家として思慮周密、夙夜諸政の改善に努め、能く時世を匡救せり。又統帥家として頭腦冷靜、機略縱横、用兵の神技妙諦に入る。征討軍の山縣參謀が、僅かに官軍を頽勢に支ふる事を得たりしも、宜なりと謂ふべし。蓋し其の由て來る所素より彼の天稟の然らしめしものなるべしと雖、幼時より常に大綱に着眼し、研鑽之れ力め、殊に明快なる頭腦を以て、能く内外の情勢に通曉せし爲にして、其實行能力に富むは、王陽明の所謂知行合一に得る所多かりしなるべし。而して斯かる英傑をして、縱ままたに其力量を發揮し得せしめたるは、藩主忠雅、忠



恭、忠訓の諸名君が、一貫して常に群議を排して、倚信重用せし結果に外ならざるべきか。

上下五千載、一國の隆替は、英傑の在否に依て分るゝを常とせり。現今世界に於ける一般趨勢を観るに、民衆的傾向の大に進展を加へつゝあると同時に、民族的競争は一層劇甚を加へつゝあり。斯かる情勢に際し、一國の地位を向上進歩せしむるには、民族的集團の威力を、充分に發揮するに足るべき指導者を要し、若し其指導にして宜しきを失はんか、衆愚國を傾くるの虞なしとせず。而して斯かる中心人物は、内外の情勢に明かにして、公正なる判断力を有し且つ實行能力に富むの人士ならざるべからず。今や帝國の現状を考察する時は、斯かる有力なる指導者の出現を要求する事極めて切なり。時艱にして偉人を憶ふ。現代繼之助の如き、大經綸大手腕を有する人傑、果して幾何か存る。

### 北越戊辰戦争と河井繼之助 終

## 跋

予若少の頃、餘姚王氏の學風を慕ひ、河井蒼龍窟先生の業蹟を聞くこと久し矣。昨丁卯の春偶ま圖らず任に長岡市長に赴くや、先づ其の地の歴史を究む、戊辰の一炬城市灰燼し、一たび民散亡し閭巷荒涼たり、先覺の人協心戮力後進の材拮据經營、復今日の富盛を致すと云ふを聽きて、一藩流風の基く所あるを嗟嘆し、更に思を當年に馳せ慨然たるものあり。

蓋我國史上劃時代的內亂抗争の跡を観るに概ね東北と西南との對抗に非るは莫し、上古は尙し、近く例を取るも近世關が原の戦、中世京都と鎌倉との抗争、溯りては源氏關左に據り平氏京畿以西に倚るの形



勢、常に然りと爲す、徳川幕末の交に當りて抗爭亦此型に外ならず、但戊辰の戦争たるや、西軍既に錦旗を擁するの故を以て、名分の形式は勢の許さざる所あり、此間東北各藩聯盟の苦心、一片の同情なき能はざる也。

就中我長岡藩は、蒼龍掉尾の大策を建て、焦眉の急に處して、大義の實質と名分の形式兩ながら全うせんと欲し、敢然として東北聯盟の外に立ち、西は西軍捲土の進撃を支へ、東は會藩に恭順を奨めんとし、韜略を持し、自主獨往の見識、四海偃武の極計、以て當時の大勢に處せんとしたりしが、惜哉長鞭馬腹に及ばず、接衝其期に合せずして、小千谷の談判は破綻を來し、騎虎の勢と男子の意氣地とは、遂に驅りて兜城外已むを得ざるの血戦となり、五月一たび城陥りしも、七月奮撃復之を奪還して、當年の戦史に異彩を放ち、長岡人士成すことある

の勇快を天下に示したりき、而して兵刃を交ふるに至りし動機が洵に苦忠慘怛諒とすべきに拘らず、所謂勝てば官軍の諺の如く、史筆皆彼に厚くして我に薄く、玉石混淆、苦衷空しく草莽に没して、訴うる處なきもの豈慷慨に堪ふべけんや。

曆恰も戊辰の今春前第二師團長井上中將會て管轄内の戦史を究められ、長岡戦史が特に傳ふべき價值と又傳へざるべからざる必要とを認め、慨然として此著あり、長岡が多年天下に訴へんとして未だ素懷を伸ぶる能はざりし所を裏書せられて殆ど餘蘊なし、尙河井氏民政の治績をも漏さず之を提示して、精神教育に裨益する所洵に多大なるものあり、這般其稿を示し予をして之を跋せしむ、予不文毫を諸賢と連ぬるは越權に似たりと雖、予の職責としては寧ろ之を辭するを得ず、却りて此書を籍り當年長岡の孤忠を世に訴ふるも亦可ならず哉、但干支



還曆明治戊辰を去ること星霜正に六十年、恩仇俱に空しくして、聖代の恩澤彌榮なり、如上の言も亦終に蠹魚に屬せんこと素より希ふ所、於是てか卷末に跋すること爾り。

昭和三年三月

長岡市長 岩田 衛

## 附 録

### 一 越後方面十三藩の約定書

- 一、銘々領内の儀、嚴重に取締致、探索候次第柄は、集會の節打合可申事。
- 一、毎年五月十四日迄に參着、十五日出合の事。
- 一、事の有無に拘はらず、毎年九月朔日糸魚川、村上の兩藩より廻狀差出、各藩順々差添可送事。
- 一、變事有之節、其次第柄飛脚を以て通達可致事。但不差急儀は、不時廻狀を以て通達可致、假令風説なりとも、品に寄り、心得の爲め廻達可致事。
- 一、他領たりとも、何儀によらず浮説等有之、實事承り置度儀は、出會揃の役筋へ承合可申事。

會津藩

松平肥後守家來

飯田 兵左衛門



會津藩

壹野安之助

同

土屋鐵之助

柏

崎(桑名藩支邑)松平越中守家來

手塚甚太夫

同

阿部庄太夫

高田藩

榑原式部大輔家來

前田 助 作

同

松本太兵衛

同

白井門左衛門

長岡藩

牧野駿河守家來

武山貞右衛門

同

小川善右衛門

新發田藩

溝口誠之進家來

七里敬太郎

同

井上節助

村上藩

内藤豊後守家來

石井左右兵衛

同

水谷彌平次

五

泉(沼津藩支邑)水野出羽守家來

寺田信三郎

同

稻村哲藏

七日市(上山藩支邑)松平伊豆守家來

秦 但馬

同

鈴木德三郎

三根山藩

牧野伊勢守家來

齋藤 太仲

同

石塚五郎右衛門

糸魚川藩

松平日向守家來

竹島 泰助

三日市藩

柳澤彰太郎家來

小口牧右衛門

同

赤松 政治

椎谷藩

堀 右京亮家來

安野和右衛門

同

押見彌三左衛門

黒川藩

柳澤伊勢守家來

太刀川 熊太郎

同

木村錠次郎



## 二 河井繼之助より藩主代理として朝廷に 上りし建言書

乍恐謹而奉申上候

今般從朝廷被爲召、難有御事に奉存候得共、陪臣疎賤之身分、蒙御直命候は、唯唯徳川氏へ斟酌而已之儀に無之、奉對朝廷、禮儀をも失ひ恐入候儀と進退迷惑仕候。如何にも御政權奉還之儀御内意奏聞之旨には候得共不日に勅許有之候御事柄、無此上大事件、容易に御取扱被遊候様、上下學て驚愕仕り、天下爭亂、萬民塗炭に苦み候も、自是起り候儀、顯然と奉存候得ば、彼是斟酌仕候も、不忠之儀と不願恐、上京奉建言候。抑保元以來、政權武門に移りしより、屢御企も有之候共、終に御成業も不被爲在は、權與力全くして、始而可制御天下、權與力不全して、徒に空名而已にて、不能制御天下は、自然之勢、歷世之事變、人情照然相分候儀、徳川

氏に至り、數百年間の亂を撥ひ、萬民を塗炭に救候程の英明、古今の事情洞察にて、天下之治安不此出事故、朝廷にも萬事御委任被爲在候御儀と奉存候。徳川氏撥亂治平に至り候後、若政權朝廷へ奉還候得ば、今日之治世は有之間敷、昇平萬國に無比は、神國の御威光、徳川氏祖宗之功業天下之萬民今日太平之澤に浴し候も、之に不外儀と奉存候。昇平久敷打續き、人心偷惰驕奢に赴き候儀、古今一轍に御座候得ば、徳川氏祖宗、天下を平治被致候規模無比類盛業其後中興之功業も相立ち、時々改革も有之候得共、何分太平之弊風、上下共に偷安苟且に流れ候は、特に政令之不屈而已之儀にも無之、是又自然之勢と可申、殊に嘉永以來、外國渡來和戰之雨議より、公武之御間柄被是を生じ、時論不定、姦雄其虚に乗じ、巧に尊王之名を借り、浮浪之激徒、無深長之慮狂暴釀亂、幾人となき非命に陥り候次第慷慨決死之心底は可憐事に候得共、全く一心の私憤に出で義理之當然、國家治安之道を不辨、不好犯上而好作亂者未有之と浩歎之至に御座候。爾來物情紛々、世上不穩、續て長防之事件も相起り、終に至今日候は、可悲事に御座候はず哉。



外國和戰之儀、天下之諸侯種々異説も御座候得共、追年事情も相分り、既に先帝御治世之砌、交際御許にも相成、唯今に至り候ては、始め唱攘夷候者も反て彼と和親に及び今日之形勢、徒らに攘夷の不出來者分明仕候儀、然らば則ち朝廷にも先後之御命令御通徹と申す御儀にも無之、乍恐御反省可被爲在御事と奉存候。總て朝議より出候のみにも有之間敷、尊王の名に托し、攘夷攻戰を唱へ候輩より多くは此に至候御儀と奉恐察候。是等の人民、唯今に至り、猶唱攘夷候哉。自己之明暗を不省、先後之反覆を不耻して猶ほ徳川氏のみを責を歸し候は、仁義有道之人々と可申哉。大凡物大なれば治め難く、小なれば治め易し、如何にも天下之廣大なる國初と違ひ、別て多事に相成り、夫々届兼候處も有之候得共、追々奮勵爲致、實意に更張御座候得ば、始終大亂に不至して自然之強國にも可相成、當時の有様、攻守之勢異なりと申す様なる勢御座候て、不振様相見え候得共、是より後切迫仕候得者、強國に相成り可申、如何となれば、天下之尊敬を受け深殿の中に生長して不通下情之弊も御座候得共、今日に至り左様之儀にても不相濟、奮勵も

有之、親藩譜代も追々發奮仕候様可相成、然者則ち、關西の武士必強と申す譯にも無之、關東之者弱に終るの理も無之、多勢之中必ず人傑も可生、四分五裂に至り候得ば、天下之心、徳川氏の恩澤を思ひ出で候半歟、外に誰人を思ひ出で可申哉。其威之盛なる中は臣服從順して安穩無事之恩を忘れ、太平偷惰之時に乘じ、借名釀亂之人々には、假令力不足して、一旦威壓せらるゝも、天理之自然、決して心服は仕間敷、近頃西洋變革之説を羨み、變亂反て開強之基といふ説も一理なきには無之候得共、制度も違ひ、萬國無比之太平と開強之説を唱へ、變亂を醸し候は、天理人心之所不容、悲憤慨歎に不堪次第、天下の諸侯、徳川氏へ臣服し數百年太平の恩澤を不忘却之義心有之候て朝廷之安事可有之哉。朝廷徳川氏へ御依頼之厚く、彌權勢を被爲益候と、御委任之名而已にて、威權を御殺被遊候と、朝廷之御爲め如何可有之哉。富國強兵、皇國治安之御命令、先年より度々有之、難有事には御座候得共、太平偷惰之風習、中々以て急速之可改に無之、内外多難之時に當り、國是まで不定、政令未整中假令難有御命令に御座候共、緩急其宜を不



被爲得候處有之候ては、其名甚美なりと雖も、其實は徳川氏之疲弊、隨而天下之諸侯、無益の奔命に疲れ、無用之財力を費し候儀、外國而已之儀に無之、公武の御齟齬より出候儀にも可有之哉。皇國第一大なる徳川氏之疲弊は、其疲弊に非ずして、皇國之疲弊なるを能々御了解不被爲遊候ては、彌覬覦輕侮を被爲受候様可相成、篤と被爲盡叡慮、暫時尊崇之虛名を御悦なく、萬民塗炭の苦を御憂慮被爲在、任而疑者亂之階なるを御鑒、是迄之通、萬事徳川氏へ御委任被爲在候より、治安之道は無之儀と奉存候。一旦被仰出候御儀間なくして御改被爲在候は、彼是六ヶ敷申立候者も可有之候得共、其段は、朝廷より御教戒被爲在、皇國安危治亂之際厚く相辨へ、幾重にも一和一定致し奉安宸襟候様被仰聞候得ば、御違背仕候者も有之間敷、御英斷之上速に御處置可被遊御儀と奉存候。奏聞之上、被爲聞食候御儀、疎賤之分として不憚忌諱犯逆鱗候は斧鉞之誅難遁。假令御寛宥之御沙汰を奉蒙候も、狂暴好亂者有之得候ば、亦生還する不能儀と歎敷奉存候得共、天下萬民之安危に係り候御儀、懼罪逃死黙止罷在候も、皇國有生之道に背き可申と、乍不及決死極

諫、無量之御高恩萬分之一をも報じ候得ば、死も猶生に勝り候儀と、不願恐奉申上候。不肖之者、天下事情之詳悉承知仕候にも無之、妄昧疎漏之至、恐入畏縮罷在候得共、封土相當之家來をも召仕へ、一同助力勤勵敢て奉申上候。唯無彼我之別、一毫之求なき愚衷之心事、御採用も被成下候は、難有仕合に奉存候。誠惶誠懼頓首敬白

牧野駿河守代人

慶應三卯年十二月

河井繼之助

### 三 北陸道鎮撫總督より北越十一藩代表者に

與へたる諭示

今般朝政一新の場合、正月十五日御元服の大禮被爲行御仁恤の聖慮を以て、天下無罪の域被遊度候間、是迄有罪雖不可容者、朝敵を除くの外、一切大赦被仰出候。國々に於て不漏様施行可有之、最向後彌以賞罰嚴明被遊候に付、厚く御主意を體



認し、行届様可仕旨、御沙汰之事。

口 達

一、御趣意之旨承服、異儀無之候得は、直に上京御請可有之事。

附札、成丈上京の儀は、五十日限到着の事。

一、家領高並新開地面、戸數、帖圖等、夫々取調、大政官へ可差出事。

但領内寺社領同斷。

一、領内無告の窮民は勿論、忠孝義烈の族者、精々穿鑿、前條同様に取計候事。

一、徳川領預箇所租税、是迄未納、皆納、並錢金穀共取調、至急大政官へ差出可申事。

辰三月

北陸道總督府

#### 四 長岡藩主より北陸道鎮撫總督に

上らんとせし歎願書

誠惶謹んで奉申上候。徳川慶喜去冬大政奉還其後間もなく十二月九日御大政改革被仰出候處、慶喜部下の者、臣子の私情より何んとなく心中不穩趣相聞え候に付、自然粗忽の所爲有之、宸襟を奉惱候ては、尊王の素意に背き、深く奉恐入との微衷より、右趣意御届申上、大阪表へ引取り、其後尾張前亞相、越前中將を以て被爲召候に付、當正月三日、其供として會桑二藩兵隊等伏見關門迄差登せ候處、薩藩人數より發砲に及候に付、餘義なく戦争に及び候内、慶喜命を下し、人數引上げ御届申上候て東歸仕候始末、最初大阪表へ引上御届候も、會桑二藩は已に歸國被仰候て物騒の折柄故、暫く留置候も、二藩兵隊始戦争に及候も、慶喜に於て聊も朝廷へ奉對野心を挟み候義には無御座候處、豈計らんや右の條々を以て、慶喜



反狀顯然朝敵たるの旨御布告に相成、官位被召上候而已ならず、既に御征討の御勅定も下り、夫々御手配有之追々御人数御差向に相成候旨拜承仕、驚入候次第、私事は、徳川氏に於て數百年來恩義も不淺家柄に御座候處一朝斯の如き大難に罹り候を見及候は、誠に以て残念の至り、日夜愁苦此の事に御座候。私底の者、朝廷御律杯彼是申上候も、恐入候儀には御座候得共、謹て大寶律を案候に、八逆罪の内に謀反は國家を危くせんと謀ると相見、即ち平將門杯が所爲の如きを申候哉に奉存候。又反は國に背き僞に従はんと謀るを謂ふと相見え、即ち皇家に背き、僞賊若くは外夷に奔り託し候半と巧み候を申候哉にて、彼の方隅に割據し、朝命を不奉者も叛に屬し候義と奉存候。然る處此度慶喜が處爲、前文數ヶ條の迹を以て熟考仕候に、國家を危くせんと謀るの情實は、萬々相見え不申、反狀顯然と被仰出候處、乍恐律の明文に照し候ては、適當如何にて冤罪の様に奉存候。又慶喜大阪表より御届申上、直様東歸仕候、其迹を以て、反計有之哉の御疑も被爲在んかなれども、其戦争後、猶大阪表に罷在候ては、益京攝間の騷擾を増し候はんと

の意より、直様東歸仕候而已にて、他意無之、其儀は東歸の後、自己の不束よりの意より、直様東歸仕候而已にて、他意無之、其儀は東歸の後、自己の不束よりの近京騷擾に至り候を悔い、宸怒の程深く恐入、只管恭順謹慎、居城を退き、東臺に引籠り、今度の罪過悉皆一身に負ひ、朝廷へ厚く御詫申上、譜代諸藩並に旗下の士の有采地者をも、其意に任せ、散遣仕候にても朝廷へ奉對、分毫も野心を挟み不申候處は顯然相分り候儀と奉存候。右の譯合に御座候得者、慶喜が不束より、近京騷擾宸襟を奉惱罪過は、固より不可辭恐入候次第には御座候得共、既に反にも無御座、又叛にも無御座朝敵の汚名を蒙り候程の情實は萬々無御座様奉存候。然るに冤罪を以て御征討を蒙り、不得洗雪候ては、私に於ては誠に以て残念至極、哀痛悲慟の情に不忍候仕合、仰願くは、朝廷至仁の御心を以て、慶喜の中情深く御洞察、朝敵の名御棄捐被成下、只不束より近京の地を騷擾いたし、宸襟を奉惱と申丈けの罪過を以て御裁斷被成下置度、此段昧死奉懇願候。倍朝廷に於て、鄙言御聞届被成下、朝敵の名御棄捐被成下置候ても、前條不束云々の罪過を以て若し多分削封等被仰付候ては、其先祖の餘業も衰替を極め候、是又歎かは敷次第。



是れに就き、更らに懇願仕衷義御座候。大寶律を案し候に、六議の内に議功の目相見え申候。抑も應仁以來天下擾亂を極め候處慶喜祖先家康、織豊二氏に繼ぎ、皇室を奉翼戴、亂世を撥て之を正に反し候より、上下昇平の樂を共に仕候事、是迄殆んど三百年、是固より皇徳の所使然とは乍申、家康が勲績居多に御座候事は愚婦も知る所武臣にして天下に是程の勲績を建候は、前古より其類も無御座次第、左れば之が子孫たらんものは、假令罪過御座候ても、大惡逆の外は、總て寛典に被爲從候儀、固より朝廷に於て御相當の御處置にて天下の人誰か御私偏と可奉申上、且慶喜事も、最前より實父贈大納言の意を繼ぎ、尊王の志深く、中頃之を以て奸人の爲めに中傷せられ、多年閑居、其後、先帝の宸斷より故大樹家茂の後見被仰付、又久々京師留、輦轂の下を鎮撫し、前後數ヶ年王事に勤勞し候上、一昨年將軍を拜し候以來、益勵精奮發、勤儉を以て天下を率ゐ、海内士民開化文明を果敢取らせ、少しも早く皇國をして歐羅巴、亞米利加諸國と並立の勢を爲さしめんと日夜苦心焦思、規畫經營いたし、既に其驗しなきにも非るは、衆人の所見、

是又無効勞とも難申哉に奉存候。今般の不束の次第より、宸怒を奉犯候處は、前文にも申上候通り恐入候次第には御座候得共、何卒律文議功の意に被爲基、遠くは家康が無前の勲績被思召、近くは慶喜が是迄の功勞をも不被爲捨、格外的御宥恕を以て寛大の御處置被下置度、左候は、慶喜に於ては舊來の臣下を祿養し益學藝を興し、人才を育し、富強の術を施し皇國を奉保護、此度の罪過をも償ひ、御洪恩の萬一をも奉報事出來可申、如何計りか可奉感戴哉、方今御政務筋御復古の折柄、刑律等の事も遠く先皇の御成規に被爲基、寛仁公平の御主意を以て、天下後世異議無之様御施行被遊候議勿論と奉拜察候得者、右の通、恐をも不願奉哀訴懇願候。吳々も私底の者、朝廷御威斷の事迄も彼是奉申上候は、誠に以て僭妄の至、死有餘罪と深く奉恐入候得共、前段にも奉申上候通り、徳川氏に於て恩義不淺家柄の義、此の節の大難默止兼候寸衷の程御明察、御進止被下置様偏に奉懇願候。誠恐誠惶稽首再拜

牧野駿河守



## 五 長岡藩主より北陸道鎮撫總督に

## 上りし歎願書

乍恐謹而奉歎願候。丁卯の十月徳川氏天下の政權を被致奉還候節、今日の勢に可至と悲歎之餘、不顧疎賤、不憚忌諱、上京献言仕、退きて徳川氏へも忠諫仕度段以書取相伺、御聞濟の上十二月廿八日、京地出立、翌廿九日下阪仕候處、城内物騒敷、早速入城も不相叶、當正月朔日晝頃に至り漸く重臣の者入城届仕候處、彼是混雜其邊に至り兼、二日三日と相成候ては、既に如何とも不可致模様柄、萬民の艱苦忽ち可生は眼前相分候得共、何と可仕様も無く、尤も上京前、徳川氏政令の不治と當今の形勢と、一に執事の者へ申出候共、其段も届兼猶又下阪の上篤と諫争仕候處、前件の次第柄、只々歎息罷在候仕合、歸府以來屢々申立も仕候得共謂れざる取始末、不忍見聞事而已にて致方も無之、此上は封土の人民を撫安仕候

より外無之と無據歸色仕候。當春より、徳川家御追討の御命令有之候得共、臣として君を諫むるは有可之、諫争も不仕忘恩義累代の君へ鋒を向け候は、大惡無道忍而可爲之哉、方今諸侯邑伯の所業、辨論を不待日本國の人理棄絶に至り、何と可申様無之、是等之人々何程御味方仕候共、格別御爲にも相成間敷敷、徳川家は前後條理も不相立、終に今日に至り候次第、日夜苦心罷在候得共、諫争之誠意も不貫、微力之不可濟處に御座候得ば、何様憂慮仕候も致方無之、微小の弊邑に御座候得共、人民十餘萬も有之候得者、右の者共をして職業を勵し、財用を足し、四民を安じ候を以て、天職と心掛居候外、他事無之、慎て天下の治平を相待、乍不及應分の御奉公可仕心底に御座候。尤表に忠義を唱へ、内實に割據傍觀仕候様なる儀は、他に有之候も可惡處にて、其邊は申譯仕候迄も無之、一毫之求なく、唯人に有怨にも非ず、御威力之十一に不當は愚昧の者も相分候儀に御座候得共、義理を守り天職を盡し滅亡仕候は、天命と明らかめ覺悟も可極候得共、彼是の強弱を計り、二心を懷き、不義の名を以て隣國の兵禍を受け、領民を苦め、滅亡を取り汚名を後世へ殘



し候ては、申譯も無之、哀情御洞察被成下候様仕度奉存候。方今海外の諸國互に富強を計り、嘉永癸丑渡來よりの所業、御承知被爲在候通申上る迄も無之、歎息罷在候處、自國之爭亂不止之勢と相成候ては、行末の處、深く御案事申上候儀に御座候。微小の弊邑にても用を節し、儉を勤め、兩三年中には海軍用意も可仕と一同勉勵仕候處、斯る形勢と相成、亂を濟ふに補なく徒らに領民を苦め農時を妨げ、疲弊を極め候ては、可悲事に御座候。萬死を犯し、朝廷へ奉獻言無其詮、徳川氏へ申立候も無其益と進退失途、只領民を治むるを以て天職となし、暫く清時を待の心事、宜敷御憐愍も被成下候は、此儘被差置度、不然は、民心之動搖、大害之所生、幾重にも御赦免奉願候。獨一領一國の爲のみにて申上候には無之、日本國中協和合力、世界へ無耻之強國に被爲成候は、天下之幸不過之、事迫情切、愚誠之程御採用にも相成候は、難有奉存候。恐惶恐懼謹言

慶應四辰五月

牧野駿河守

## 六 奥羽二十五藩條約書

今度奥羽列藩、會於仙臺、告鎮撫總督、以欲修盟約、執公平正大之道、同心協力、上尊王室、下撫恤人民、維持皇國、而安宸襟、仍條約如左。

- 一、以伸大義天下爲目的、不可拘泥小節細行事。
- 一、如同舟涉海、可以信居以義動事。
- 一、若有不虞危急之事、北隣各藩速援救、可報告總督府事。
- 一、勿負強凌弱、勿營私計、勿洩機事、勿離間同盟。
- 一、築造城堡、運搬食糧、雖不得止、勿慢令百姓勞役不勝愁苦。
- 一、大事件列藩集議、可歸公平之旨、細微則可隨其宜事。
- 一、通謀他國、或出兵隣境、皆可報同盟。
- 一、勿殺戮無辜、勿掠奪金穀、凡事涉不義者、可加嚴刑事。



右之條々於有違背者、則列藩集議、可加嚴譴者也

慶應四年五月

伊達陸奥守慶邦	仙臺	六十二萬石
上杉彈正大弼齊憲	米澤	十五萬石
南部美濃守利綱	盛岡	二十萬石
佐竹右京大夫義堯	秋田	二十萬五千石
丹羽左京大夫長國	二本松	十萬七百石
津輕越中守利綱	弘前	十萬石
阿部美濃守正靜	棚倉	六萬石
戶澤中務大輔正實	新庄	六萬八千二百石
相馬因幡守秀觀	相馬	六萬石
秋田萬之助映秀	三春	五萬石
水野真次郎忠弘	山形	五萬石

松平伊豆守信庸	上ノ山	三萬石
安藤理三郎信正	平	五萬石
田村右京大夫邦榮	一ノ關	三萬石
板倉甲斐守勝尙	福島	三萬石
六郷兵庫頭	本庄	二萬石
松平大學頭頼升	守山	二萬石
本多能登守忠純	泉	二萬石
岩城左京大夫隆邦	龜田	二萬石
内藤長壽丸政養	湯長谷	一萬五千石
立花出雲守種恭	下手渡	一萬石
南部遠江守信民	八戸	二萬石
織田兵部大輔信敏	天童	二萬石
松前志摩守德廣	福松山前	三萬石



生駒大内藏親敬 矢 島 八 千 石

又米澤藩より更に越後の諸藩に此趣旨を通知したるに、何れも同意を表し、各重臣を派し加盟せしめ、奥羽越の同盟を成立せり、其加盟者左の如し。

溝口誠之進	新發田	五 萬 石
内藤紀伊守	村 上	五 萬 三 千 石
堀 右京守	村 松	三 萬 石
牧野伊勢守	三根山	一 萬 千 石
牧野駿河守忠訓	長 岡	七 萬 四 千 石
柳澤伊勢守	黒 川	一 萬 石

### 七 廣澤參謀より増援に關し山縣參謀に 送りし返書

本月三日五日兩度之御書翰相達候。先以炎熱之候、彌以御忠壯被成御滯陣、御隊中一統強壯御勉勵之段、欽慕此事に奉存候。先頃長岡城御乗取以來、僅一兩日御休兵にて、五日頃迄連日御苦戰之段、承知仕、實に北越一萬有餘之大兵中、必勝を期し無惰怠鞠躬盡力は、何地も薩長二藩之兵而已に有之。去月十一日長岡城御攻撃以後之引續御苦戰之程は、奉遠察、誠に魂氣好永陣に堪へ、少も不顧死生勉勵之段、肝銘之至奉存候。縮る處、先生初諸長官之盡力に有之と相考、乍此上彌以御氣長に御攻撃、御成功奉待候。北越督府より御國之兵隊御催促之折柄、於當地同様之御沙汰被仰出、御請相成候上は、成り丈御國之兵力を盡し、東北共寒氣に不差向中、御鎮定相成不申ては、不相濟次第は、今更不能演説、就ては毛利内



匠殿、佐世八拾郎、其外千城隊四百人餘一大隊、砲隊半座、其御隊先達而上京之部八十人共、合六百人餘、已に去月廿九日比、於萩港、筑前蒸汽船に乗組都合に相決候段、先達而得御意置候以後、猶又御國より、並に昨日筑藩よりも報告有之候に付、多分五日御投翰後、疾其御地着陣相成り、少しは御援兵之扶助にも相立、連日疲勞之御手替も相整ひ可申哉奉遠察、實に一日千秋之御情實奉察、右着陣之有無、確報相待而耳。勿論奥羽征討に付ては、東北二道の一つにて、漸々相進み、若松本城に相迫に随ひ、多分御難戦も可有之に付、精兵御繰込之事は、於軍務官無疎詮議相成り、已に薩兵増出張にも相成り、是又不遠着陣可有之從御國も今一大隊御差出之御沙汰相成り、其外岩國にも同斷、肥、土、越等へも同斷、追々多人数可相成、殊更仁和寺宮御出陣被仰出、一兩日中には、當地御發馬之御都合、旁御心強被思召、充分被爲相働、速に御成功奉万祈候。いつれ當度は、東北共分精兵被差向、八月中には、必ず成功を期し候事に御座候。依而關東も御國先御供之第一、二大隊被差向、藩公も過日御發馬、一應御歸國にて、大兵御引纏ひ、

不日御東下之御都合に被爲在、何も必勝を期し候事に御座候。猶委細之儀は、別紙を以得御意候不具。恐惶謹言。

六月十六日

二陳、不能申、天時御加護、御勉勵奉萬禱候。死傷は勿論炎暑中平病人も多分可有之、乍失敬、長官初、隊中へ宜御致意奉願候。可祝。

兵 助 拜

狂助大兄(原文の儘)  
膝 下

### 八 下越諸藩より官軍に送りし連署副申書

今般松平肥後守賊徒を集め隣境に兵を出し官軍に抗し暴激相募り候段達天聽薩長の兵越後へ被差向藩々申合追討可致旨被仰出候處肥後家來共より歎願申出伏見暴動一舉は全く卒然に發し異心等毛頭無之候得共畢竟肥後指揮不行届より奉驚天聽



候段深く恐入り歸邑の上は退隱城外屏居謹慎罷在先非悔悟謝罪降伏幾重にも寛大の御沙汰奏待候旨に御座候右は先般仙米兩藩打手の軍門へ申出候に付奥羽列藩俱に衆議を盡し連名添書を以て奥州筋へ御下向の九條殿並に京師太政官へも格別寛大の御沙汰被成下候様奉懇願候由御座候全體降者は容れ候こそ王者の軍に可有御座會藩の人民も王民に相違無之謝罪の者御討伐とは乍恐公明同仁の御處置如何奉存候殊に當國は信濃川等未曾有の洪水にて破堤數十ヶ所に及び數萬の耕地不毛と相成候上家具飯米等一切流失候は勿論民家まで推流し數萬の小民旦夕飢饉に差迫居候處此上干戈不相止候ては彌萬民生活の道之れなく悲泣痛哭の體見るに忍び難き様に御座候是等の義共篤と御汲量被成下今日の事は徒に會津一國而已の御處置と不被爲思召出格寛大の御沙汰被成下候は、實以越後數萬の民再生を得候而已ならず隨て會藩の士民も天覆地載の御仁德に奉感激歸順仰慕舊來に百倍致し候は必然の勢に御座候に付何卒深く御觀察被成下寛典の御沙汰被成下候様偏奉願候此段一同集議の上連名を以て奉懇願候、誠惶謹言

辰五月

新發田藩 溝口 伊織  
 村上藩 脇田 藏人  
 村松藩 笹岡兵五郎  
 三日市藩 中野 東一  
 黒川藩 須永半之丞

### 九 長岡城回復攻撃の書付並口上書

兼て御示も有之候通り、薩長の姦賊暴威を逞うし、奉欺幼冲之天子、私意を縦にし不正の亂を起し、萬民を塗炭に苦しめ、無道不仁、天地神明の所不容、愉惰無智の諸侯、其暴威に屈し、神祖之澤、太平の恩を忘れ、臣として君へ鋒を向け、兄弟相討ち、禮義廉恥を拂ふに至る、有人心者誰か切齒せざる者あらん。特に徳川



氏への御忠節而已ならず、皇國の御爲め、深く御憂慮被爲在、小千谷への使者繼之助へ被仰付、御書面差出し、萬民の艱苦被爲厭候御誠意申述へ候へ共、彼更に不辨義理、不分是非、暴慢無禮之振舞、可言人非人、不被爲得止御手切と相成、各精力も被盡候へ共、人多則勝天とも可申か、終に今日に至り候ては、悲憤難堪事に候。幸に奥羽の侯伯、連合出兵、賊勢漸く縮敗すと雖も、猶險に依て胸壁を固守し、動もすれば虚勢を張り、襲撃之勢を爲すに至る。今に於て不決は國內の形勢可至困難、不俱戴天之讎敵在眼前、直に賊軍を追討し、御城下を廻復し、奉迎兩君萬民を塗炭に救ふの外、吾輩今日之勤め他事無之候。一同極死力、忠戰可被相勤候。以上。

## 口上書

此一軍さは、第一御家の興廢も此の勝ち負けにありて、御家がなければ銘々の身もなきもの故、御一同共に身を捨て、數代の御高恩に報じ、牧野家の御威名を萬世に輝し、銘々の武名も後世に残す様精力を極めて御奉公いたしませう。なぜ分

け目の軍さと云へば奥州の敵も、今に墓々敷ことなく、東が大勝すれば、越後に敵が居られず、越後が大勝すれば奥羽に敵は居られず、然れば敵もどこまで引て夫で済むといふ譯にも參らず、そうなると、天下の形勢が變じ、元々諸大名が義理とする仕事でもなし、軍ずきがした仕事でもなく、只暴威に劫やかされて、いやでも難義でも一寸ずりに延したは、愚かの心底から、義も忘れて左様の事するけれども心に誰でも悪るいといふこと知らぬ者なく、高田や奥板が快いといふ事もなく、氣樂でもあるまい、少し模様が變ずれば、天下の諸侯が變心するから、そりや敵も大變で天下を取らうとしてした仕事は空敷なり、そうなると、天下中に悪まれ、異國も見離し、終には國も亡る様に至るから、容易の事では引かれぬ筈で、敵も夫を知て居るから、此の大亂を作せし薩摩の西郷吉之助が越後へ來て、天下分け目の軍さすると云ふ事を聞きましたが、何にしてもそりや分け目だから、此の軍は大切で、私共間違ても御城下へ入て死ねば、義名も残り、武士の道にも叶うて、遣り置事もなく、思の儘に勝てば、天下の勢を變ずる程の大功が立つか



ら、精一杯出してやりませう。御城下は目の前にありて入る事も出来ず如何にも事多で御一同の御難儀も不目立様なれども、中島文次左衛門殿の弟は先月二日に今町で討死し、其弟が兄の首を介錯し、始終負て戦ひ居るを私は見て居ましたが、其男が当月二日大黒口の先駆して又討死し、竹垣徳七殿の兩人も枳尾にて討死し、其外あつばれの働して討死手負したる人々は、皆様御承知の通り、忠憤義死の人は氣の毒の事なれども、是も是非ない事にて、此上は一刻も早く長岡を取返し、兩殿様を早速御迎へ申上、御一同忠死の程、兩殿様へ申上、戦死の人々を厚く弔ひ、目出度御入城の上は、兩三年も御政事を御立被遊さるれば、元の繁昌にすることは慥に出来るから、御一同共、必死を極めて勝ましやう。死ぬ氣になつて致せば生ることも出来、疑もなく大功を立てられますが若し死にたくない、危い目に逢ひたくないと言ふ心があらうなら夫こそ生ることも出来ず、空敷汚名を後世まで残し、残念に存じますから、身を捨て、こそ浮む瀬もあれと申しますれば、能々覺悟を極めて大功を立てましやう。

一昨夜より風も強く此一戦を大切に思ひ、皆様と御一心になつて、今度は是非とも大勝を致し度いと心に浮みし丈けを口上にて申上様と書ましたが、届ぬ事もあるけれども篤と御考被下ましやう。

編者曰く、言文一致體の口上書き、當時としては珍なりと云ふべく、繼之助が修辭を尊ばず、旨意と實用に重きを置けること、大凡そ斯の如し。

## 一〇 長岡城夜襲計畫

### 軍令

- 一、歩行出来候上は、何様の儀有之候共、決して不可退事。
- 一、潜行之節、敵より打掛候共、無音無聲は勿論、發砲堅く禁止、不得已時宜に及候はゞ、其節可致差圖候。尤無差圖組には直に進入致すへき事。
- 一、兼て號令も有之、殊に敵地へ深く入込候事故、打死手負不可拘。若頭分の者



手負候はゞ其代りに小令相勤、小令手負候はゞ其順にて可相勤、軍終り候はば、夫々親切に可致介抱事。

一、亂軍に相成候共、一隊集合決して不可離散、隊長の差圖にて手分働候は格外に候へ共、其事仕果さず候はゞ、早速立戻り隊長も不可見失事。

一、味方打相互可心得事。

右條々堅く可相守也

七月

手配書

前哨十人、一丁程前に進むべき事。

大川市左衛門、千本木林吉之二隊は、前哨口に次ぎ、八丁沖上り候て、浦瀬宮下之敵に備へ、花輪彦左衛門、榎小太郎之二小隊は福島之敵に備へ、總軍通行の後、敵來らば代る代る後殿いたすべし。無事故相仕舞候はゞ、宮下橋を焼き、夫より堀金通り川崎に出て、鮎橋並に左八ヶ裏の橋を落し、地藏町を焼拂ひ、大川、千

本木の二隊は産の穢川西土手を固め、新町の應援可心得、花輪、榎の二隊は臺所町より弓町中町通り千手へ出て、宮内へ攻め入、喰違先を焼拂ひ喰違を可固事

花輪、榎隊へ 山本 帶 刀

大川、千本木隊へ 川島 億次郎

宮下焼拂ひ、小管通りの事は時宜によるべし。

稻垣林四郎、篠原伊左衛門之二隊は龜貝通り、新保橋渡り、新長屋より直に藏王へ行き、安禪寺、極樂寺、藏王、石内焼拂ひ、夫より新町の寺を焼き土屋初め其邊探索し、かくて喰違固めし鬼頭、小野田の二隊に合して、城岡土手より敵來らば可打拂事、鬼頭六左衛門、小野田伊織之二隊は、新保橋詰新長屋より喰違外不殘焼拂ひ、喰違を可固、尤も稻垣、篠原の二隊不來中は神田、新町よりの敵に可心付事。

時宜により四隊新町東裏より還り候共、長屋は先に可燒事。

渡邊進、望月忠之丞之一隊は龜貝通り永田より三之江土手へ上り、長興寺裏へ出



て、榮涼寺を焼き、廻りの土屋敷は臨機應變、夫より長町へ出て、鶴殿裏より勘之丞新井裏か、金子其邊探索焼拂ひ、北藏米の有無を改め、安善寺側より表町へ出で戸倉屋邊探索の上、町口先に可備事。

小鳥久馬右衛門、奥山七郎左衛門の二隊は、永田より同斷之道にて長町へ出で、神田口より御城内へ入り、探索の上、大手より表町へ出で、柳原探索、横町、山田、草生津へ出で、西岸の船を不殘東岸に引寄せ、時宜により、渡りて新町残らず本大島の寺庄屋を焼拂ふべし。

但、西渡りの事を更に可及差圖。

花輪求馬

本陣河井繼之助、諸役人其後に從ふ。

稻葉又兵衛、今泉岡右衛門、内藤直記、河井平吉、横田大助の五隊、龜貝通り永田より堀金へ出で、川崎より地藏町通り、前三隊は袋町裏土手通り、長町へ出で、神田口より御城内へ入り、稻葉は大手口、今泉は神田口、内藤は千手口を可固、猶

臨時可及差圖、河井、横田の二隊は地藏町に出で、栖吉川の土手傳へ、諏訪堂へ下り、四郎丸へ出で敵を拂ひ、寺初め其邊焼拂ひ、進んで米山塔の邊可固事。

時宜により進んで長倉の寺可焼拂事。

稻垣主税前三隊を率ゐ、城内に入り諸事見計ひ可及差圖事。

但大川、千本木、花輪、楨の四隊、慥に小曾根通りに定まり候て、此五隊渡り候上、龜貝、永田の間、大戸川之橋可焼落事。

稻垣主税

右之筋、牧野圖書殿病に臥て名前無之候へ共、打入の節は押出張有之、内藤直記の次へ大隊長の立場に出陣。

心得書

- 一、味方印、白木綿振旗の事。
- 一、白木綿胸巻の事、但左乳の所へ合印附事。
- 一、合言葉、誰と問へば川と答ふる事。



- 一、夕七ツ半時仕度仕舞の事。
- 一、七ツ食事、直出立被致候様用意致し居り、雷鼓相打候はゞ宿陣の前へ速に可相揃事。

一、行軍の節、一人の間三尺、一隊の間二十間、四隊の間三十間の事。

一、行軍中銘々氣を付け、暫くも油斷致す間敷候事。

一、八町潜行、不得止節田の道を進む可き事。

敵打掛り候はゞ差圖次第二十間田の中へ出居り、敵不迫は何程打候とも不構伏居、極々迫らば速に起きて狙打一發いたし直戦に可及、半隊、一隊、二隊は、敵人數の多少を見て臨機應變たる可し。左右後同斷、前隊は伏せず進むべく時宜に依り、二小隊圖の如く宮下の敵を可打拂事。

一、何れにて伏兵等に逢候とも兼て覺悟の義決して不可驚事。

一、御城下へ打入焼立候節、聲々に長岡の人數二千人城下へ死に來た殺せ〜と可呼事。

一、號令は不及申、心得書一統得と相辨へ可申事

辰の七月

### 一一 奥羽越列藩軍務總督より外國使臣に

#### 送りし通告書

奥羽越列藩の軍務總督等、謹んで外國の領事館に告ぐ。我日本國和親通商のことを定めしより以來、海外各國、共に往來し、萬里の風濤も平地の如し、貴國においてもこの事に力をつくされ、交易の事のみならず、百般の技藝、器械、諸術のひらけるも、日を期して待つべし。實に我國の大幸なり。こゝにおいて、奥羽越列藩も、亦大に告ざるを得ざる事あり。謹みて案するにわが國徳川氏累世繼承の政權を朝廷に復し奉てより、天子幼冲に渡せられ、萬機草創の折なれば、奸臣共この隙に乗じ、私意を挟みて朝權を擅にし、下す處の號令、至誠惻怛の意より出



し事なく、専ら殘酷殺伐の威を逞しくして、天下の諸侯もその凶焰に畏れ、驅役せられながら心中服せざる者十に八九あり、祖宗神靈の照鑑せる所、天下億兆の切齒する所なれば、久しからずして元惡誅せられ、大義あらはれ、兄弟和して、君臣睦じきにいたらん事、必然の勢なり。しからざれば我國獨り天理なく、人倫なきに至るべし、我奥羽越列藩の君臣、上下共にこの有様を洞察し、公議を一定し、同盟を結び、大義を天下に伸べ、強暴に來るものは之を擊却ぞけ、去るものは之を追はず、我國を維持して天下聖明の治に至らんことを待つのみ。海外各國の諸公使、領事官、いづれも傍觀默視ありて、早くこの情を洞察ある事をおもへり。されども我列藩同盟の心を文字に托し情實を明白に告げざるを得ず、いかんとなれば邪正曲直の辨明かならざるうち、奸賊ども王命なりと偽り、順逆を亂さん事も慮かられざればなり。希くはミニストルにも僕輩の至衷を諒察ありて、他なき事を知り玉はゞ、結信締交の事に於ても、また大關係あるべし。商量ありて唐突を咎めたまふことなくば幸甚。

慶應四年七月

仙臺藩	葦名鞆負盛景判
米澤藩	色部長門久長判
會津藩	梶原平馬景堅判
庄内藩	石原倉右衛門成知判
長岡藩	河井繼之助秋義判

一一一 岩倉議定より長岡奪取後越後口總督

參謀に送りし書簡

前略至急的用而已一筆申入候。唯今秋田藩（初岡敬次遠藤彌生）兩人危急報知に付一人は馬關へ回船久我揚碇之砌、殘兵器械等乗せ込、並鍋島兵隊（元より馬關に到着之分）同航直に羽州へ出張之義に決し則異艦幸に借入出來之事に候、扱一



人は御地へ差向、晝夜兼行、事情直に可申述筈に付巨細御聞取にて宜しく御軍議  
 兎も角寸刻を争ひ羽州御援兵之事、偏に御盡力懇祈致候。どうか、去月廿九日以  
 來、諸君憤發激戦、奇代之御戦功にて、連日連勝、終に、賊僅かに村上孤城而已  
 に引集之由、實に千辛萬苦、押斗るにも辭以不可盡、素より紙上之所不及、凡て  
 他日可期面上候。臣等席上安座只汗顔、乍併現地之模様いかんと、晨昏遠察、苦  
 慮罷在候、何分南部津輕之徒、全く弱極り候より、曖昧進退之由、可惡勿論之義  
 にて候へば、此上は諸君の中一兩士を勞し、例之強兵御引卒、一攻賊膽を取挫候  
 は、庄内練兵も落膽、不可及に至り可申は必然と存候。但し越後定り、而して仙庄  
 陥り候は、縦令會米等來春に残り候共、天下之事何事か不成なかるべし。返す  
 返す御方略之程分て御頼申入候  
 大久保より小松、岩下への來狀、幸に入一覽候、誠に重疊の御運と存候  
 金は吉井來示之通り、是より晦日迄之中、更に五萬兩仕立申候、來月又拾萬金、  
 兩度にさし送り可申候右早々〇〇寸刻を争ひ、要用而已、其後之御容子、早便承  
 り度存候也

八月十八日

對 岳

吉井幸助殿(原文の儘)

山縣恭助殿(原文の儘)

黒田了助殿

- 一、秋田藩、當月十一日本國發送之由也
- 一、彌御東幸御治定、九月五日前後、御出輦之事に候事
- 一、萬事は軍務官井田五藏より、可申入筈に候也

一三 長岡藩主より會津本陣に於て藩士  
 一同に與へし書付

兼而申聞候通、去冬天下無休時之亂端を生じ、皇武之御爲、駿河艱難を侵し上京



候得共、當春之騷擾に至り、尙も萬民の困苦を救度素志を以、小千谷表へ繼之助差遣候處、賊徒暴慢無禮、是又其意不遠、此上は萬世無恥之正義に立候外無之と覺悟を極め、二百餘年來拜領之城地を固守し、しかして同志之侯伯連合、皇國鎮靜之策略可相立心得之處、何分力足らず、五月十九日一朝に城下灰燼と相成り、不得止當地へ引揚候次第、畢竟我等不行届より之義、上は徳川家並祖先に對し、下は家中初領民に臨み恐縮之至、不日に回復し、前日汚辱を雪ぎ、萬民令安堵度存慮之處、一統盡力、數月之苦戰大儀之事に候。戦争毎に死傷ふは武門之習ひとは乍申、父兄子弟の情態深く察し入り、夫々手當方手厚にいたし遣し度候得共、斯る時宜合心に任せ兼、別而氣の毒に候。既に去月二十五日は、一統格別の奮發に而回復之功相立、欣然此事に候。然る處時運之形勢に至り、同情殘念至極、戰士之者は尙更の事と想れ候。しかし一統の忠戰にては、不遠回復に可至候得共、かく他藩の厄介に預候儀一日片時も安からざる事に候へば、乍此上一際奮勵、早く賊徒追討、皇國を清め次に諸共に祖先墳墓之地に死し候様いたし度候。追々冷氣

催し候得共、夫々手當不行届、氣之毒に候。一統時節を辨へ、艱苦を忍び、忠心義氣を勵し、盡力之程厚く頼入候事。

八月

#### 一四 東北諸藩處分に關する詔書

賞罰は天下之大典朕一人之私すべきに非ず宜く天下之衆議を集め至正公平毫釐も誤り無きに決すべし。今松平容保を始め伊達慶邦等の如き、百官將士をして議せしむるに各小異同ありと雖、其罪均しく逆科にあり、宜く嚴刑に處すべし。就中容保之罪天人共に怒る所死尙餘罪ありと奏す。朕熟ら之を按するに政教世に治く名義人心に明なれば固より亂臣賊子無るべし。今や朕不徳にして教化の道未だ立ず加之七百年來紀綱不振名義乖亂弊習之由て來る所久し。抑容保の如きは門閥に長し人爵を假有する者今日逆謀彼一人の爲す所に非ず必首謀の臣あり。朕因て斷



して曰。其實を推して其名を恕し其情を憐んで其法を假し容保の死一等を宥め首謀の者を誅し以て非常の寛典に處せん。朕亦將に自今親ら勵精圖治、教化を國內に布き徳威を海外に輝さんことを欲す。汝百官將士其れ之を體せよ。

十二月

### 一五 河井繼之助より父代右衛門に宛て

#### 自己の決心を述べたる書簡

向暑之節に御座候得共、先以御兩親様益々御機嫌能く被遊御座、奉恭賀候。隨而私事、腫物癒候後は大丈夫に相成候間、乍憚御安意可被成下候。當節御眼氣は如何に被爲在候哉御案事申上候。後便一句奉願上候。扱又左に申上候一條、御心配不被爲在、御平心にて御通覽可被下成候。右様認め候は、手紙のなかばにして思召に不平出候ては意不通、殘念に奉存候間、乍不調法申上候儀に御座候。當二十

二日御用にて罷出候處、願之通り、備中松山侯板倉周防守様御家來山田安五郎方へ遊學被仰付、難有奉存候。元來私當表へ登り候心掛は經濟有用の學は申迄もなく、傍ら望も御座候處、御禁制にて其意も不通、彌以前より學び來り候處、一筋に心掛、修業可仕心底に罷成、天下の人材追々承合候處、才徳を兼事業に施し候英雄は、やはり以前師と致候藤堂様の徳藏、大柿侯の家老小原仁兵衛など、屈指候次第、當地はさすが大都會大學者も多く、實に私輩の未熟、師範に可致者は幾等も御座候得共、兎角學問を職業の様にしたし候者多く、才徳を兼候實學の人少なき様被存候處、第一思望仕候山田安五郎、當三月此表へ罷出候由承り、樂に奉存候處、板倉侯水戸吟味一條にて寺社奉行御免と相成、夫が爲め當人も出府不仕、殘念に奉存候。右安五郎と申す者は元來は百姓にて、唯今は被爲登用、政事に預り、國中如神に服し候由、其事業實に感心仕候。已に此頃も諸國遊歴人に承り候に、政事の萬事行届候者、備中松山侯と相馬様と承り、私も先年より高野虎太殿一齋塾にて同門被致、其節安五郎塾長いたし、所謂佐久間を始め數人の上に立ち



衆人を服し候は、安五郎而已と高野の信仰話し承り、其後被爲登用君公への仕へ方、事業に施し候次第追々承知、如何にも慕敷奉存、修業中に何卒一度は彼地へ立越候て暫も從學仕らんと思込、依ては山大夫詰中に申出し置候は、宜しかるべきと奉存、或時右話仕候處、至極尤に被思、幸收大夫も出府の事故其節話可致との事にて今度收大夫へも右話仕候處是亦尤に被思、不計も速に被命於私は登天の心地大慶に奉存候得共、如何にも御相談も不仕、御兩親様御年も承知致し、右様なる大事を果し候段、恐入候次第、只々外に遺念は無之候得共、御安事申上候は、御兩親様の事而已此心を以て御心を計り候に、實以て喜憂交至り、不忍次第に御座候得共、天の所與の譬思出、慨然と決斷仕候儀に御座候。不肖の私父母に事るの道をも不辨、恐懼の至りに候得共、せめて立身行道は孝の終りと申教にても相守り度、憤發仕候儀、心中御憐察御仁免御許容奉願上候。尤も彼方面已に居候心得にも之無、伊勢の徳藏、大柿仁兵衛杯へも参り、政事の得失等も親敷見聞仕候は、大なる益も有之候はんと存候故の儀に御座候。京都三年詰とでも思召、御

思切りの様偏に奉願上候。併武者修業の如く、行處も不知様の儀は不致は君父を持者は勿論之事、萬事當表よりは慎候儀、必御安事被下間敷候。荷物等は持參不仕、其節々防寒暑の手當而已仕候心意、乍去薄着の時分故、帷衣、單衣、袴の一具と皮文庫、筆墨紙入用之品軽く持參の心得に御座候。乍序勢州參宮は申迄もなく、名所舊跡も古人學問の一つ、其便り宜敷處は遊覽いたし候心得に御座候。併遊覽に出候様相聞え候ては、第一上へも恐あり、心事を不知人の謗りも憚候得者御話は歸岡迄御無用可被成下候。時宜に寄り、來年秋は、此表へ出、遅くとも明後年の春は出府の心意に御座候。何れに居も、三年は三年と御思切り、不惡御承知可被成下候。右に付、内之様子も不計、餘り多分なる望の様思召の程も恐入候得共五拾兩御登せ被成下候様奉願上候。兼て申上候通り、御兩親様御不自由御難儀被遊候様にて者、御老體御氣の毒に奉存候得共、跡々の處於私は覺悟も有之、兎も角も凌候心得、時は再難得大機會に御座候間、差當り不用之品賣拂足しにいたし候ても、右金子は奉願上候。實に私終身の大望、御遠祭可成下候。昨暮登り候時、拾



五兩金持參仕候得共、道中時節故か柄入用も自然掛り、其中三魚堂四書大全參兩壹朱にて求め右は差當り會讀に入用、修身經書は有用の書に御座候間求候次第、其外詩本等も無據買求、且つ腫物の爲め古賀の近邊に石川櫻所と云ふ高名の醫者あり、是に掛り、乍細事入湯もいつもよりは多く、彼是積りて費も相立、既に金も仕きり候次第、申迄も無之事に候得共、遊所は本より相撲、芝居を始、錢を出し見物等は一度も不仕候得共、右之仕合、乍併書物等も、右様の事相分り候はゞ後にて宜事と後悔仕候。不快一條、右等の次第、委細村松氏へ御尋ね被成下候はゞ相分り候儀に御座候。遠國へ參り候ては、使も不都合其次第に寄、彼の藩留守居へ談じ椰野氏より手紙等も届貫候様相計り候心意、依て金子も立用等に相頼候時宜可有之候得共慥なる事にあらざれば不叶儀、何に計ひ候とも、五拾兩金は御揃へ御登可被成下候。同塾に中國の者もあり、追々巧者の人に聞合、或は手紙を貰ひ夫々從宜爲筋に相成候事、存外の者に御座候間、御内にて御案事程には無之者に御座候。是より暑に向、可成丈早く、五月中には是非出立の心意に御座候

間、御内の都合急に不參候はゞ何分御才覺、早速御登せ被成下度奉願上候。右は忠治右門へ委細相話置候間、出來次第早速彼人へ御頼被成下、立用切手にて彼人より登せ吳候様相願候。尤も彼の人、他へ話致し候譯には無之、其段者御心遣に不及、内の様子、本家兄弟始共、夫々乍抱居心なく、且不容易金子、差付已の物を取様願上候様に相當り、其段甚恐入候次第、前文申上候通り、當修業も願出の際に御話仕、猶又此度御相談も不仕取計候は、實以て恐入候得共、急速の事故、往返を待候ては機會を失ひ、不得止右の仕合、思召の程を計り候ては筆も不立次第、何分にも心中御察、御許容被成下候様奉願上候。帶刀殿御下りの節、早速御申上事に御座候得共、其暇なく、且つ籠略に申上候ては、心事も難盡、二十六日立に忠治右衛門下候間、旁村松は委細承知厚頼置候事故、一兩日延引に及候段、御仁免可被成下候。私の様子始、此度の儀委細頼置候間、早速夕刻よりにて一會御宿可成下、緩々御聞被成下候。村松氏に着次第早速尋吳候様頼置候間、宣奉願上候。腫物中杯彼是厄介に相成候得共、知己の人私手前も存候故、禮も不致、尋吳候節



一通り御口上にて御挨拶可被成下候。母上様は何と申候ても御女子の事、嘸々御心配に可被思召宜様奉願上候。跡兄弟方、聳達ち始、近親衆へは追々書通に及候間、是又宣奉願候。申上度事無限、後便萬事可申上候。御覽の後は暫御他見は御免可被成下候。聞誤り傳誤りより、私の了簡を不知人は害に相成候間、必御取捨可被成下候。追々梅雨に向候時節、御保護奉祈願候。長文嘸々御厭き被遊候はん、恐縮の至りに候得共、何卒御熟覽御決斷奉願候。謹言。

四月廿四日

### 一六 河井繼之助より義兄榑野嘉兵衛に

#### 宛て對外關係を述べたる書簡

取急一書差上申候。殘寒未退候處、御變不被爲在珍重此事候。小子之儀に付、毎每被爲懸御心、感銘に不堪候。御垂問の儀一々敬承仕候。昨年長崎に罷下候と申

候ても、短時日の事、別段之義とて無之候。近日の形勢、殊の外心痛に不堪、左に愚存の次第大要申上候間、御取捨は幾重にも奉願上候。

一、天下の形勢は早晚大變動を可不免と被存候。即今外國の形勢者戰國時代とも可申歟、彼得を出し候、俄羅斯などは、殊の外の勢威と承り候。攘夷などの愚蒙なる申迄も無之、海防之事、御大切には相違無きも朝廷隣國之御交際は一層の大事、此際被爲誤方向候は、皇國之安危に關する義と、乍恐奉存候。

一、京都と關東の御間柄も諸々心痛之事に候。薩長之徒其間に在りて私を挟み、御離間申上候體に相見え心外に奉存候。關東に被爲置候ても、叨りに輕卒之御取扱無之哉と被存、尙更心懸りの次第に候。

一、外國との御交際は、必然不免御義と存候。然る上は、公卿も霸府も無之、政道御一新、上下一統、富國強兵に出精を要する事、第一義なるに、何時迄も御治世無移變者と量見候は、淺慮無此上、慨敷次第に候。

一、何を申上候にも、小藩の事力不及候。此上は精々藩政を修め實力を養ひ、大



勢を豫察して大事を不誤之外、他策可無之と奉存候。右之義は忠治右衛門にも吳々申遣置候。勢と申者程可恐者無之候。追々外人を真似て風態制度の一變せん事、或者在近歟。文學を支那に學び、唐制に倣ひ候を不怪。今日の洋風洋式も十年の後には可至無怪者歟。王道坦々、夷人にも仁義之道自ら存し候。壯士輩吳々も御訓諭之程奉願上候。昨今取込居候間、勿々得貴意殘し候。非禮之段幾重にも御詫申上候。

四月七日夜

一七 河井繼之助より義兄榑野嘉兵衛に宛て

長州征伐に對する意見を述べたる書簡

幕府の長州侯御征伐は、諸大名を制御する威權無き事を示天下儀に有之、吹毛求疵之恐有之事と懸慮に不耐候。長州侯領地御召上之御覺悟無之候而者、第二、第三

の長州侯可出は顯然の次第と存候。

攘夷尊王杯と浪人共言振し居候趣、迂愚之至に候。普天之下、率土之濱、非王臣者無し、尊王之儀をわきまへざる者一人も可無候。攘夷とは何たる儀に候哉。洋舶渡來候とて吾に綱紀立ち、兵強く、國富み候は、不足恐事に候。用意も不致候而、攘夷々々と騒候は、臆病者之たわこと、心痛此事に候。吾に用意有之候得者、通商之道を開き、勢に乗じ、國富之實を擧げ候事も出來可申、無祿之浪人共の取沙汰ならば、糧の爲と一嘆に付し可申も、薩長の外船砲撃とは何たる無謀の振舞か嘆息之外無之、行々は天下之亂階と慨敷不堪深慮候。今日者不容易大事之時、上一致、綱紀を張り、財用を充し、兵力を強し、一朝之變、御家名を不汚心掛第一義と奉存候。御家之事者猶篤と拜鳳可申上、何卒御熟考御取捨被下成下候。謹言

九月十四日



## 一八 河井繼之助の負傷後義兄榑野嘉兵衛に宛て自己の決心を述べたる書簡

長岡御別申上候以來、日夜苦心罷在候得共、不如意十に八九とも可申、近頃に至り、更に天下の形勢、奥羽越之形勢熟察仕候に、斯長陣と相成候ては御財用も終に盡可申、第一戰士之者つまらぬ戦にて追々死傷も不少、行末は可至難如何は眼前と奉存候間、一同決心去二十四日夜八町沖潜行、火を揚げ、長岡城下へ打入候處、天助とも可申、大狼狽、大小銃始其彈藥何千箱と數を不知次第、米は長岡米食ひ盡し、其一日歟前小千谷、高田より數千の米を送り、北御藏へ移し置、彈藥も二三日前より頻に運送、私共攻拔候、二十五日より一兩日之中には是非惣掛りいたし候約束之次第、御城下之者共申候儀に御座候。實に分取大銃の數、彈藥之様子にては、尤に可有之と一同喜に奉存候。然處、一端如此敗をいたし候得共、猶

殘兵もり返し、下新町に市之進より援兵申遣し其節私スネ之中骨を折られ夫より二之御門へ入、追々切迫之恐等有之、今一應之報告有之候はゞと奉存、刀を引寄候仕合、夫より敵も追々川西へ散亂、椽尾山の敵も破て石峠外迄逃候。只山にては半藏金邊に少々、上組、十日町邊未去安堵にも無之候得共、廿七日晝過、先づ一端昌福寺病院へ移り候。廿八日には先差たる事も無之、昨廿九日之次第柄、何と可申様も無之、御家御一手にて、天下之強敵、薩長始其他加州、越前大小之諸候一朝に追拂ひ、小金作り之太刀迄捨置、第一之兵糧彈藥如大山、醫者は療治道具を捨、追々寒に向候故衣裳類フランクット羅紗數十卷、何れも兩三日前之仕事にて折角運送仕候物、一時に分取、尙大銃は分取之品にて敵を打候仕合、一同恐悅を唱へ、市郷之喜始、町口御門より大手御門へ入候節は、餘り之嬉しさ落涙に及候。随分油斷不致、一同盡力仕候得共、今日之時宜に至り候は、水原邊之一條、諸藩之事申候ては今更未練と奉存候間、敢て不奉申上、天下後世之公論可有之と奉存候。兼て一同覺悟之通り迎も難免大亂にて不義にして汚名を後世に残し候より



は、義理を守り御奉公可仕之所存とは乍申畢竟不行届より不能達其意は残念至極、此段宜敷兩殿様へ被仰上、御申譯候願上候。色々勘考も仕候得共、私は最早御奉公仕候て、御用を可爲道も絶、苦痛之餘り迎も險山を越候譯に不參、脇にては色々申候得共、死生は私には不仕候間、此段御憐察被成下候はゞ、生々世々御高恩難有存候。謹言。

八月朔日

二白昨二十九日曾根十藏御使にて、御直書可渡旨に候得共、何分右様之仕合、米會之兩藩へ早速之談有之、先大切に預置候様申聞、終に拜見不仕恐入候。私儀御城中之打死を思止り、椽尾、葎谷迄參候は、前文申上候通、敵之兵糧彈藥は無申迄、寒さ防之衣裳迄不殘燒盡し候得ば、彼等少し之勝を得候とも、此地に留る不能は必然と奉存候。夫故一と先見附迄參候處、更に意外之形勢と相成、嘆息仕候得共、是又自然之命數と明らめ、心體においては決して平日と不易心意に御座候間、御安意可被成下候。

此度之戰にて人數の組替軍令心意書御示書、私より説諭之辨書等は、誰なり可奉差上、尤備配りは不及申、此分御覽被下候はゞ委細相分り可申と奉存候。戸板にあおに臥し候而已、前後之紛亂は御考願上候。書不盡意筆止仕候。折角爲君御加養是祈、直入御覽被成下度と宜其邊御委申上候。

敬不敬打交り之文書、御推察可被下候。椽尾仙藩は引候旨には候得共、御内之人數未參りも不致、見附も未確と不相分、椽尾なり、見附なり、何れにしても御内之人數之様子相別、其模様にて私所置は可仕と奉存候。

八月朔日朝

河

義

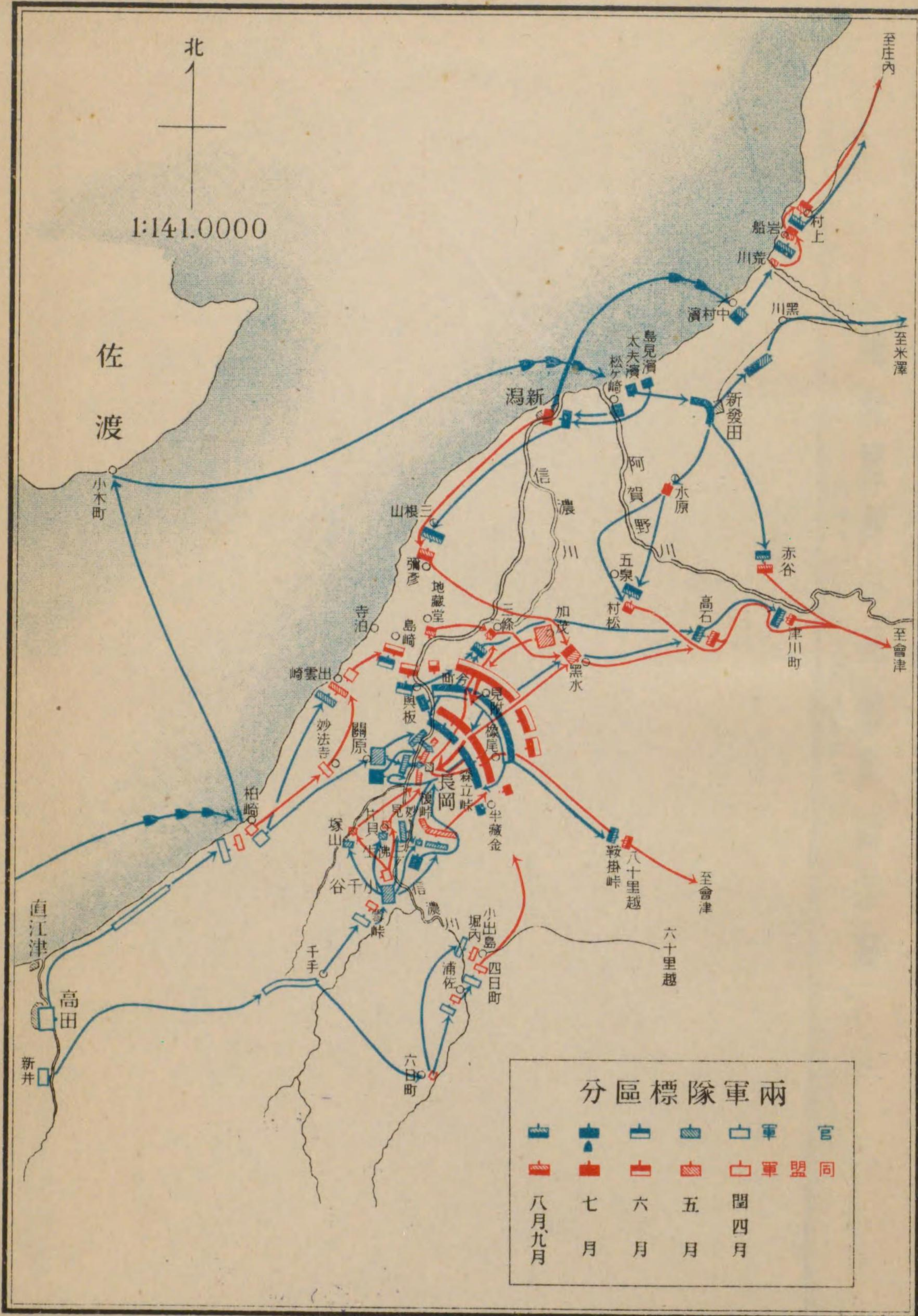
柳野様

附錄終

附錄



越後方面戰經過一般圖



附圖第一

頁 行 正 誤 表

九二 五 同參與より山縣參謀

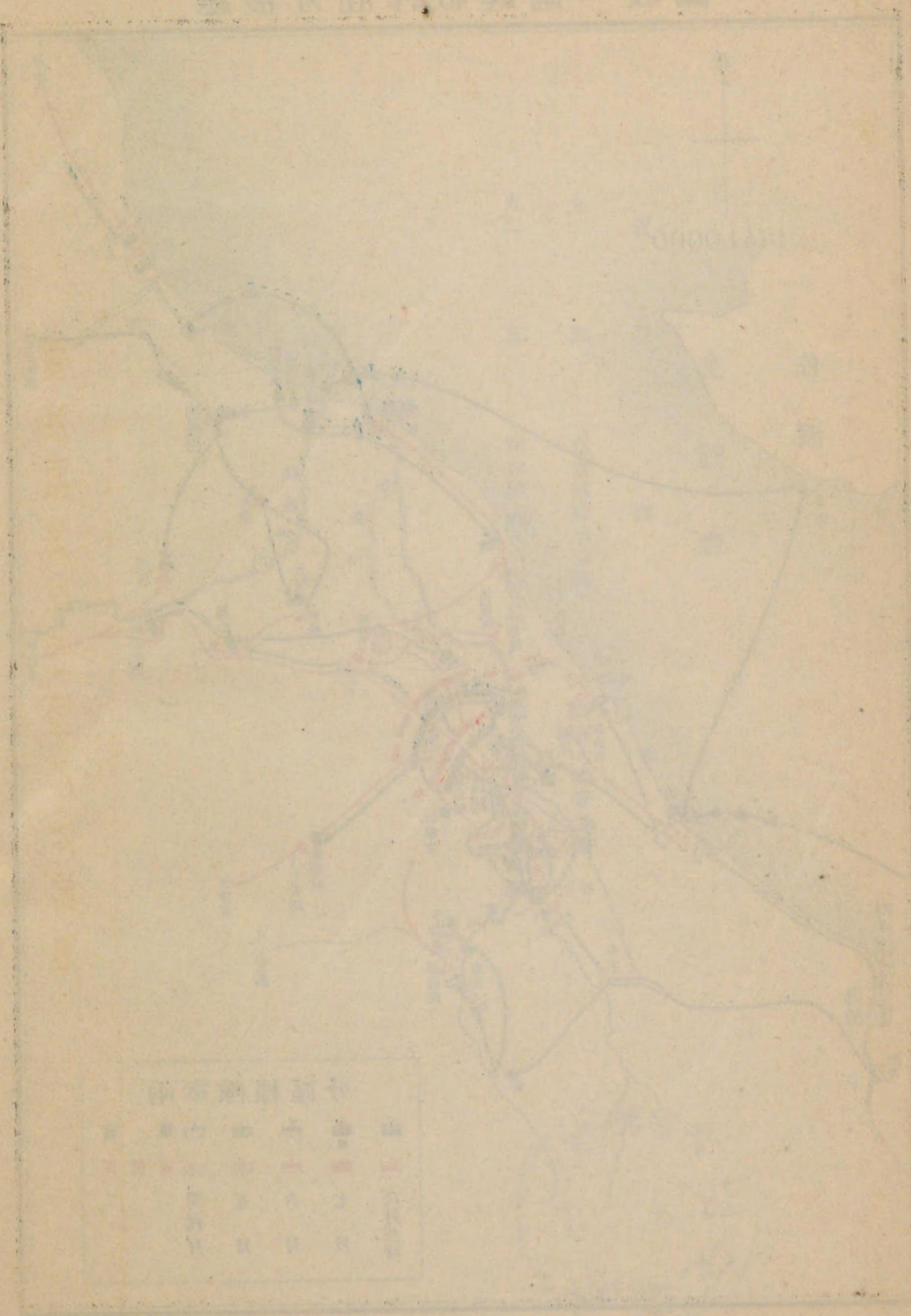
九二 四 在京都廣澤參與

正 廣澤大總督參謀

同參謀より山縣參謀



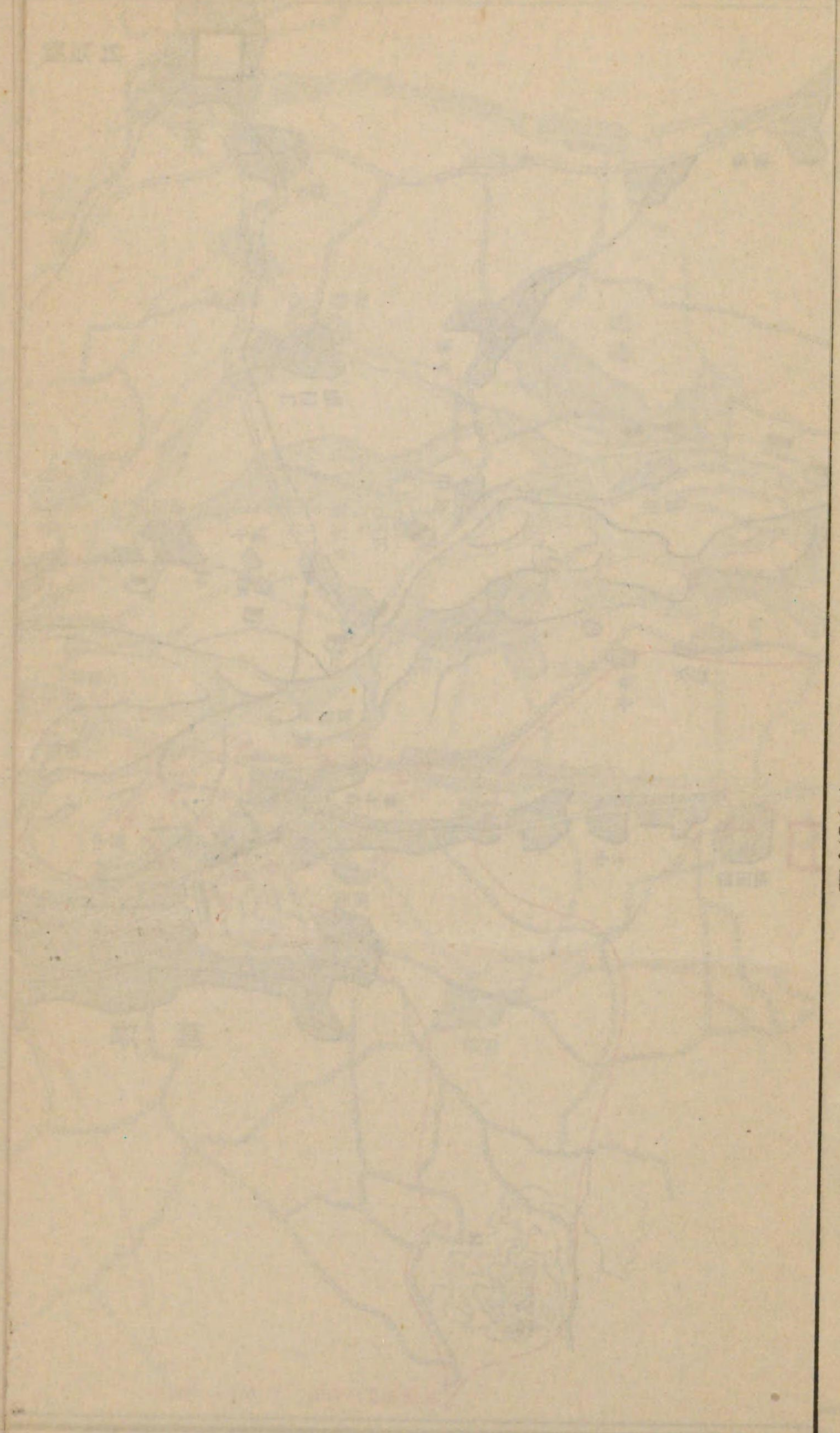




Legend or key for the map, containing several entries with corresponding symbols or colors.

圖要關戰近附岡長及峠榎


北至二日九十岡ヨ日九月五





圖要關戰近附岡長及味榎

九月十九日同月三至九



1:68,400

北

經森立峠至藤尾





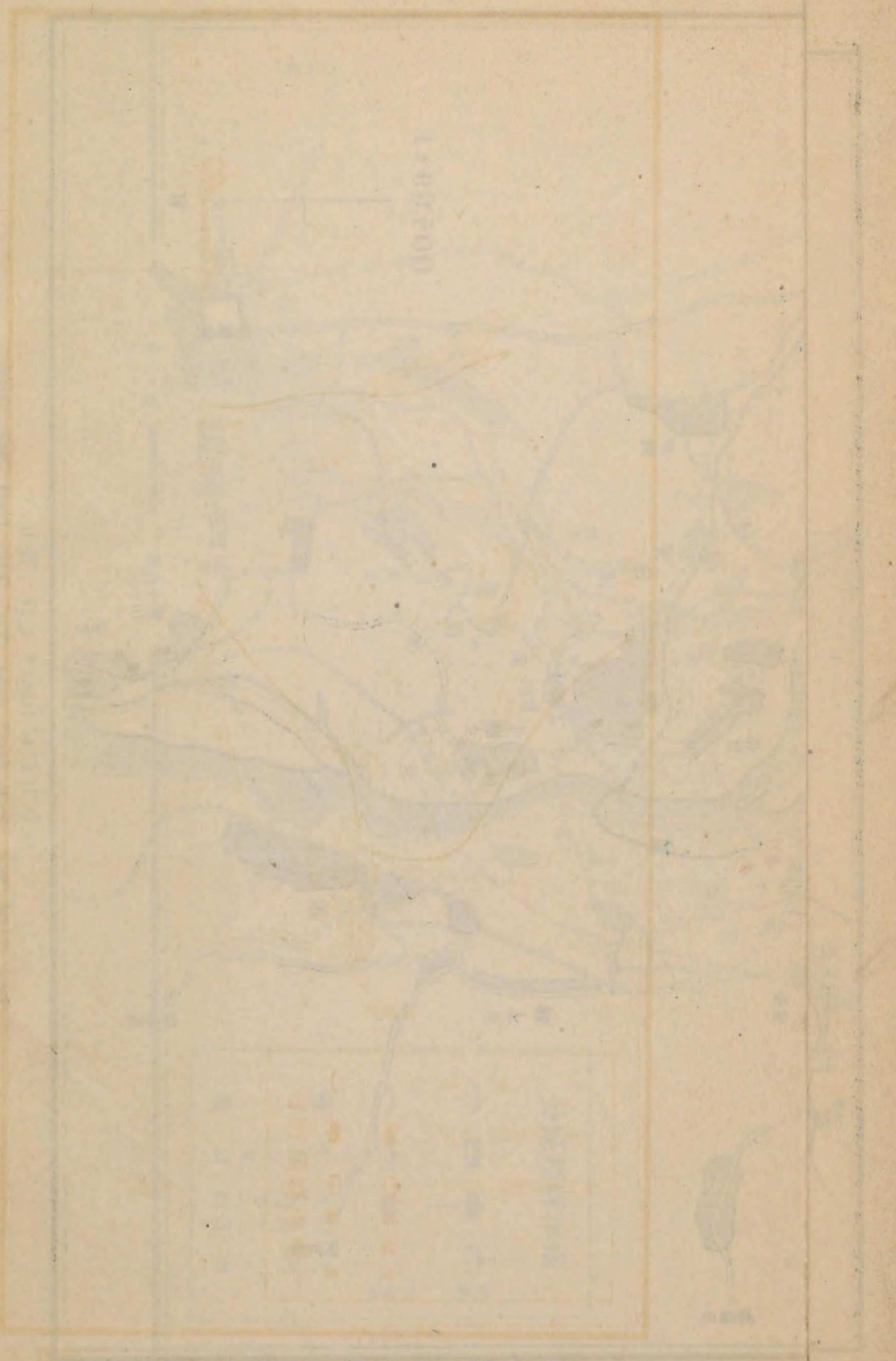
分區標隊軍兩

宮軍	自七月十日	至七月十一日	七月十九日	壘
同軍	自七月十日	至七月十一日	七月十九日	壘

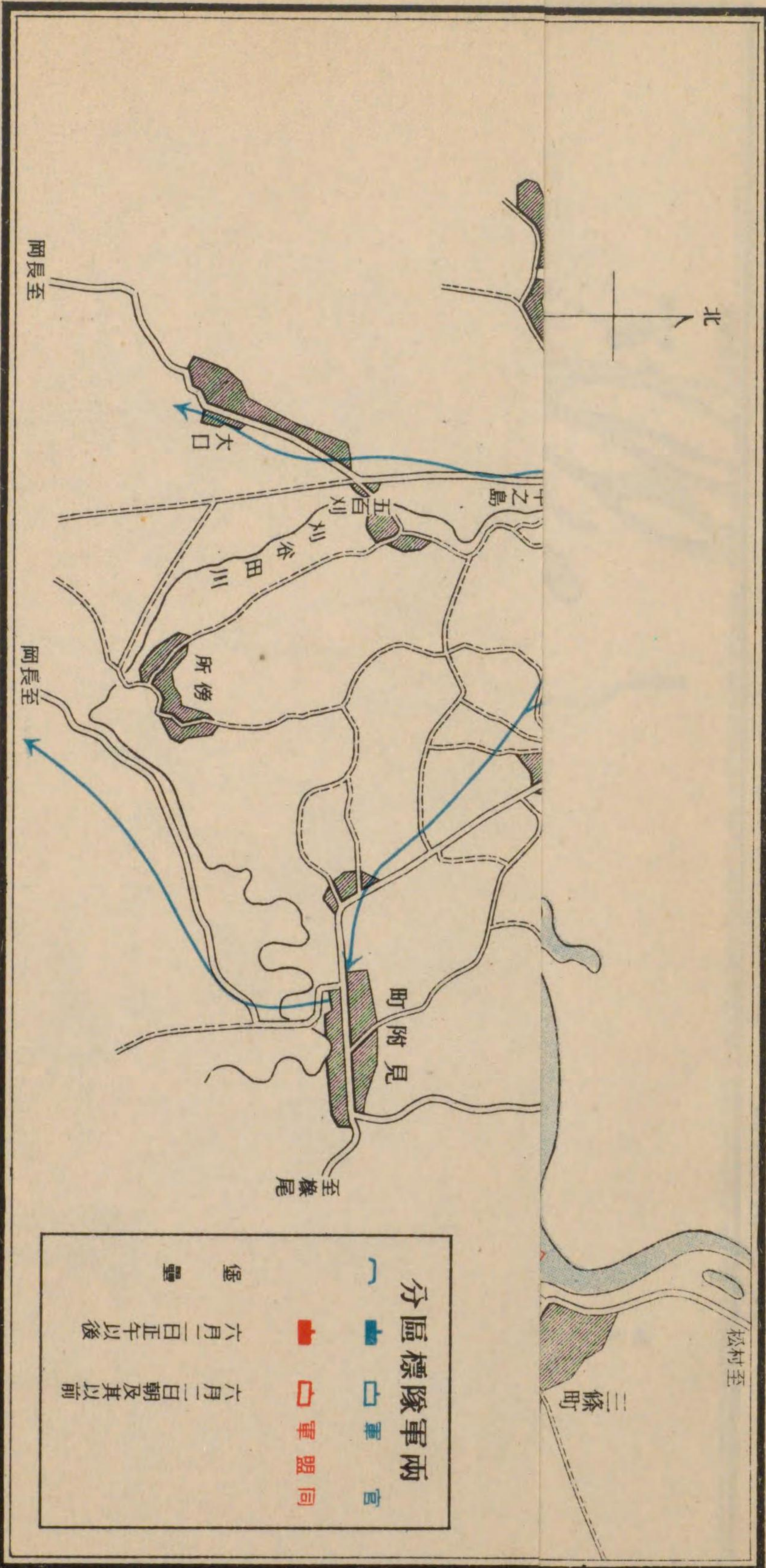
經森立峠至藤尾

經半藏至藤谷





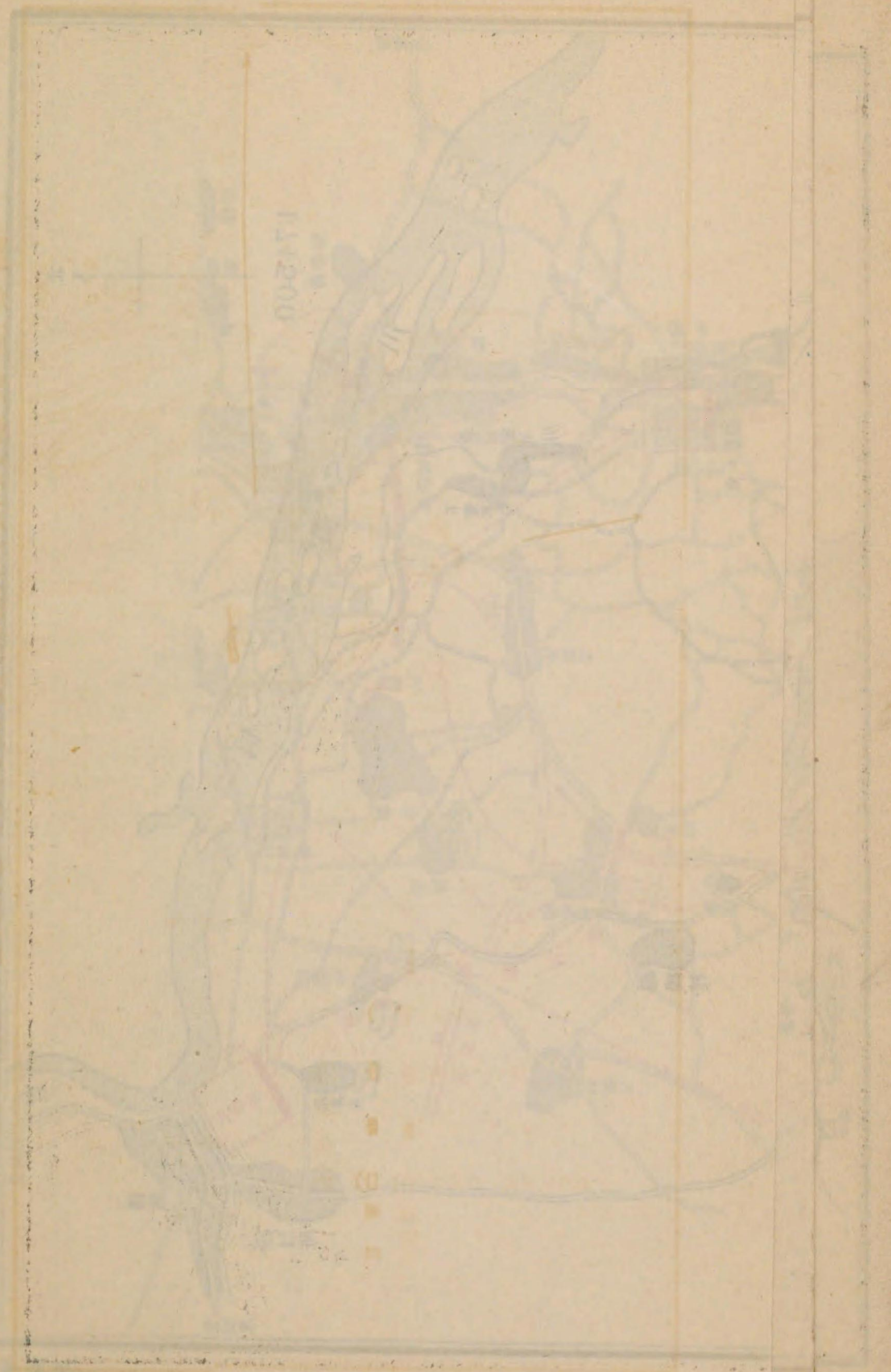
今附附近戰要圖  
 六月二日於ルケ



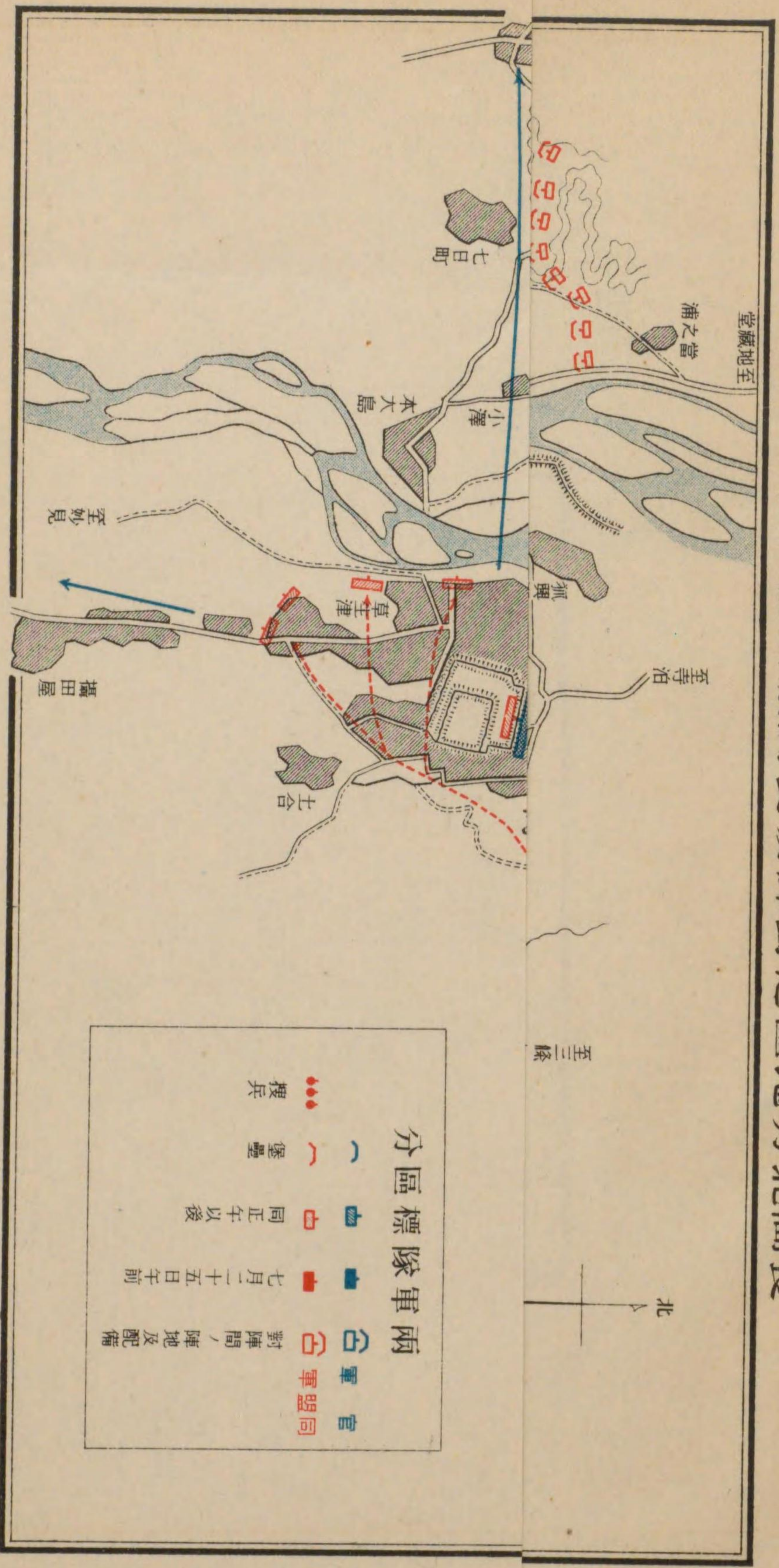






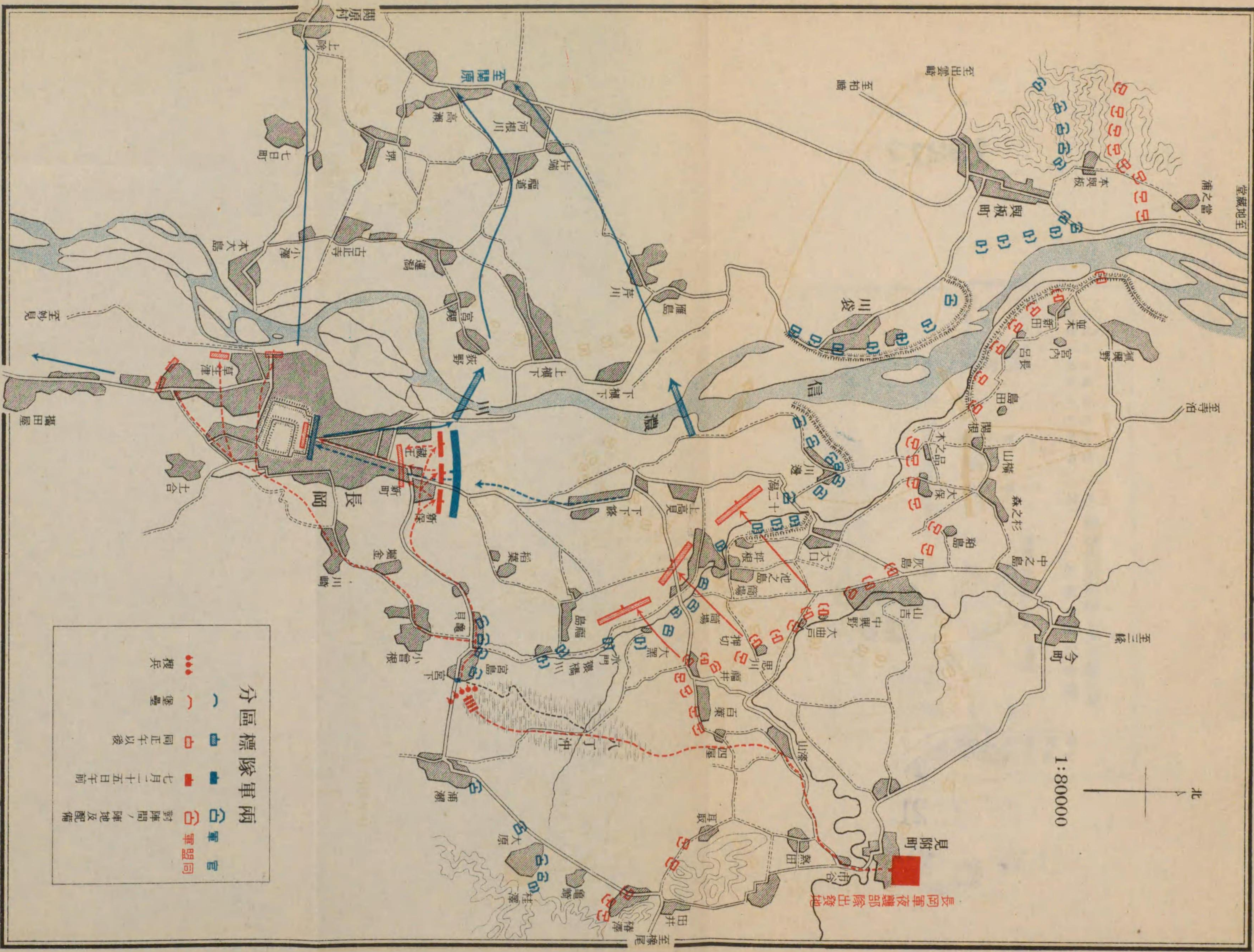


長岡北地方之陣對及長岡回城戰要圖





長岡地方北岡長及陣對之區戰要圖



分區標隊軍兩

■ 官軍 同盟  
■ 七月二十五日前  
■ 同正午以後  
— 堡壘  
●●● 櫻兵



19217

昭和三年四月十日印

北越戊辰戦争と河井繼之助  
定價一圓二十錢



東京市四谷區三光町十九番地  
赤司 高井 能次  
發行所 高井 能次

發行所 東京市牛込區山伏町十四

イデア書院

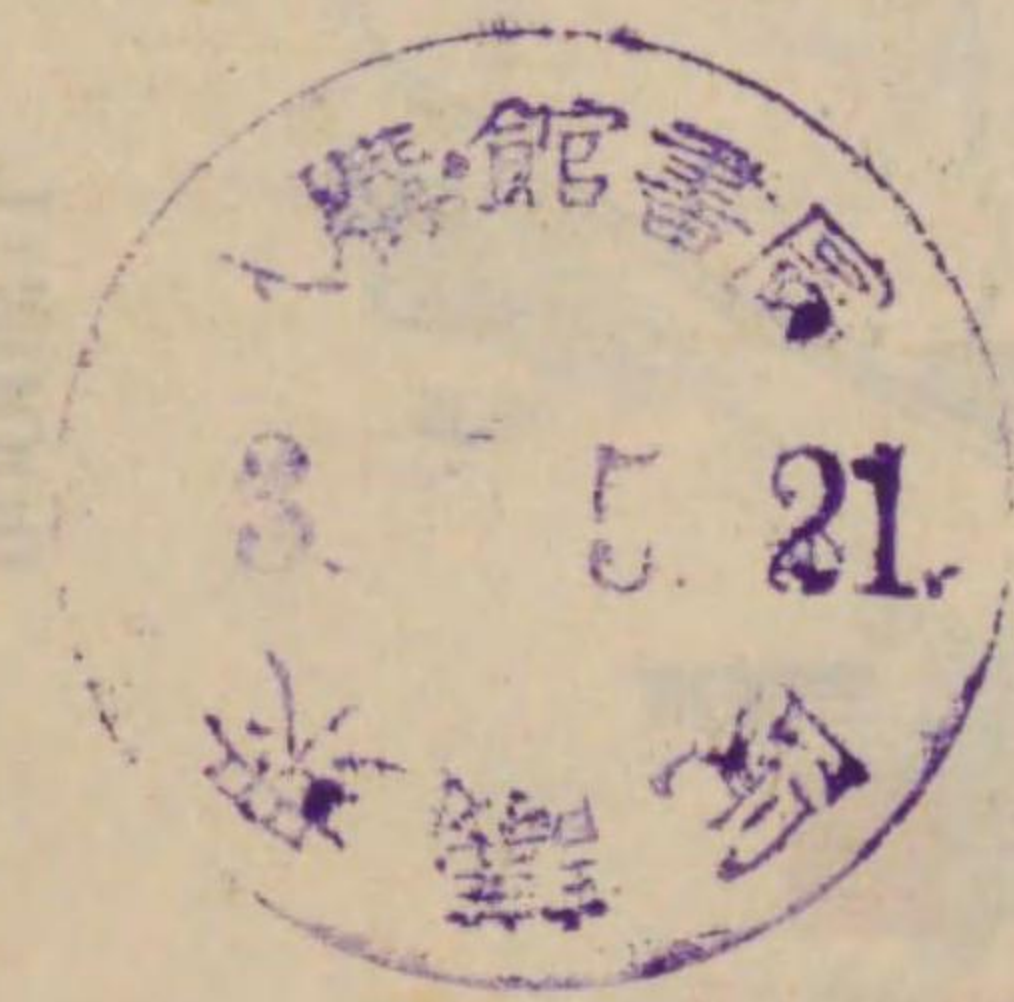
電話牛込 三六五六番  
原町東京 一五四二三番

發賣所

(東京)慶文堂 東京堂 北隆齋 東海堂 (大阪)金正堂 福智社  
(名古屋)川瀬(京都)三遊(久留米)金文堂(佐賀)大坪(鹿児島)  
小原(長岡)目黒(新潟)萬松堂(札幌)富貴堂(京橋)大阪風林

勤勞學堂印刷所  
正文堂印刷所

578 9260  
94x 19





陸軍中將 井上 一 次 著

一、會津鶴ヶ城の血戦

定價金六十錢

一、北越戊辰戦争と河井繼之助

定價金一圓廿錢

一、上杉謙信

(近 刊)

(イデア書院にて發賣します。)



